

参議院商工委員会會議録第七号

(三〇三)

昭和五十三年四月十三日(木曜日)
午前十時二十七分開会

委員の異動
四月十三日

補欠選任
植木 光教君
中山 太郎君
長谷川 信君
市川 正一君
齋藤 政夫君
齋藤 タケ子君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

楠 正俊君
大谷 藤之助君
福岡 日出磨君
対馬 孝且君
安武 洋子君

委員
岩崎 純三君
遠藤 政夫君
斎藤 十朗君
下条 進一郎君
竹内 潔君
中村 啓一君
真鍋 賢二君
大塚 喬君
小柳 勇君
浜本 万三君
森下 昭司君
馬場 富君
齋藤 タケ子君
藤井 恒男君

衆議院議員

修正案提出者

岡田 哲児君

河本 敏夫君

内閣法制局第四部長

別府 正夫君

通商産業政務次官

平井 卓志君

通商産業大臣官房長

宮本 四郎君

通商産業大臣官房審議官

島田 春樹君

通商産業省産業政策局長

濃野 滋君

特許庁長官

熊谷 善二君

特許庁特許技監

城下 武文君

特許庁総務部長

勝谷 保君

特許庁審査第一部長

小林 慶基君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

説明員

特許庁審判部長

松家 健一君

本日

の会議に付した案件

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○浜本万三君 その前に、運営の問題につきましても、御意見を申し上げたいと思ふんですが、今回の特許法の改正というのは国際的な、制度的に言えば画期的な問題を審議することにはなると思ふんであります。話を聞いてみますと、慎重に審議をした上でこの法案の最終的な可否を決めるということが非常に重要だと思ふんですが、理事会のいろいろな御折衝の結果、わずか一日で法案を議決するということにつきましては、将来に対して大きな悪例を残すことになるのではないかと思ふます。

しかも特許の申請に当たりまして、審査をする職員の方と政府側の考え方というものが全く対立をしておる事情も聞くわけでございます。そうなりますと、国民としては重要な権利を審査してもらう、その審査官がこの手続について大きな異論を唱えておるといふことは、これ重大な問題だと思ふんです。

そういう立場から申しまして、私は相当これは慎重に審議をして、この法案の問題点を明らかにしなければならぬというふうに思っております。ですが、今後、こういうふうな運営になりますと重大な悪例を残すことになると思ふので、これを先例としない、そういうことを明らかにしていただいた上で審議に入っていただきたいということをお願いしておきたいと思ふます。

○委員長(楠正俊君) 了解いたしました。

○対馬孝且君 本法案に対するこれから質疑をするわけでありますが、これはかなりたくさん課題がありますので、いまも要望ございましたけれども、長官ね、ひとつそのものに対して、質問に対してやっぱりびしっと明快に、ただ詭弁を弄するんじゃないで、あなたが実際に使っている労働

組合の中から相当の不満があるんだから、中小企業の中でも相当の問題がありますからね、その点はやっぱり明快に解明をする、同時に問題点があればそこを積極的に解決していく、こういう姿勢でひとつ答弁をするよう、強く冒頭申し上げておきます。

それではまず最初に、本法案の施行の期日につきましてお伺いしますが、つまり、PCT条約がすでに国会で三月三十一日承認をされました。そこで、わが国が国際事務局へ批准書を寄託してから三月目に効力を生ずると、こうなっております。

そこで、この法案の施行期日が「条約が日本国についての効力を生ずる日」とされているが、この施行日はいつごろが予定をされるのかということが一つ。

それから二つ目は、この法案の成立の後、批准書の寄託、条約、法律の発効、国際出願の受け付け開始、こういうふうに至るまでの一連の手続の段取りについて、政府の構想をひとつお伺いしたい。

○政府委員(熊谷善二君) 私ども、施行日を条約発効の日、つまり十月の一日を業務開始の日と考えておりまして、さかのぼりまして三月月前、つまり七月の一日に批准書を寄託いたしました。それまでの間に必要な政省令を準備をいたしました。この十月一日の業務開始に間に合うように、いま鋭意準備を進めているところでございます。

○対馬孝且君 そういいますと日程になっているのは、当然そういうことになっているわけですか……。

この総会の審議案件は一体何ですか、これが一つ。

それから、国際調査機関に選定される国は、大体どういう国が予想されるんでしょうか、これが

二つ目。

それから、総会に臨むわが国の基本方針は一体どういふことなのか。この三点をお伺いします。

○政府委員(熊谷善二君) 今週の月曜日から第一回のPCT同盟総会が開かれておるわけでございしますが、この総会の案件の第一は、この条約の柱になります。国際調査機関並びに国際予備審査機関に、どこの国の特許庁を選定するかという問題が第一でございます。第二は、このPCT同盟の業務開始日をいつにするかという問題でございます。第三番目は、その他今後の運営に対しまして諸規程の制定と、こういうものでございます。

私もこの総会におきまして、まだ条約に加盟をいたしておりませんので、オブザーバーの資格ではございしますが、将来国会で御承認を賜りましてこの条約に加盟した暁は、この国際調査機関及び国際予備審査機関に選定されることを期待すると、こういうことで総会に臨んでおるわけでございます。

私もこの総会に対しまして方針は、何と申しましたも、日本特許庁は世界の特許大国の中のきわめて大きな分野を占めておるわけでございまして、ぜひともこの選定をしていただくというところを第一義にいたしておるわけでございます。

予定されます国際調査機関等につきましては、アメリカ、イギリス、ソ連、それからヨーロッパ特許庁、スウェーデン、それとオーストリア、それに日本、恐らく七カ国程度になるんじゃないかというふうな想定をいたしております。

○対馬孝且君 それで、これはあなたがずいぶん、この十四日の会議に出席するためにということをお伺いしたのですが、いまあなたも認めておるうちに、これは現段階ではまだオブザーバーでしよう、率直に申し上げて、これは内閣の署名、それから天皇の詔書、あるいは発効という段階に至ってないわけだ。しよせんこれはここで決まるとしても、これは委員会の議決であって、本会議の議決でもないわけでしょう、正式に申し上げて。だから、気持ちの上ではわかるがね、やっぱ

り正論の系統としては現段階ではオブザーバーである、こういうことは間違いない事実であるので、そういう点はこれは私ははっきりしておかなきゃいかぬと思います。何かあたかも全部、批准をされて、そしてすぐ加盟をして、そこですぐ発言権を与えられると、そういうしるものではないということだけは明確なんで、その点、再確認の意味から確認しておきたいと思うんですがね。

○政府委員(熊谷善二君) 御指摘のとおり、日本はオブザーバーでございます。オブザーバーは、会議場では発言は当然できるわけでございしますが、ボートになった場合の点だけが資格がないというところで、他はメンバーと同様の扱いでございます。

なお、このオブザーバーとして参加することにつきまして、しかもこの国際調査機関及び国際予備審査機関として名のりをするということにつきまして、日本の国会で御審議を現在賜っているという状況につきましては、すでに国際事務局に連絡を十分いたしておりまして、そういう状況で条件つきということで総会で御選定をいただく、こういうことにつきましては、国際事務局の了解を得ておるところでございます。

○対馬孝且君 そのことをあなたも確認してらるからいいんだが、何かもうすでに加盟国並みの扱いという、加盟国即ちそういう条件にあるというふうな恐ろしい言動がまたまた見受けられるんで、国会の正式機関でそういう誤解を、というよりも、そういう偽りのあるようなことを言ってもらっては困るんで、その点、正式な手続というのはまだ済んでいないということだけこれ明確にいままた確認しましたから、あれしておきます。そこで、わが国の特許・実用新案の出願件数が、私もデータここに持っているんですが、昭和五十一年度で三十四万件ありましたね。これ、間違いがあれば御指摘願っていいんだが、アメリカ、西ドイツ、それそれ約十万件に對して非常に多くなっていますね、率直に言って。また、商標登録の出願件数も、わが国の場合約十二万件、アメリカが三万

七千、西ドイツが一万九千。こういうふうな比べてまいりますと、わが国の出願件数というのは諸外国に比較したましてもこのように多くなっている理由というの、一体どういふふうに政府側は判断しておるか、この点をお聞かせ願います。

○政府委員(熊谷善二君) 今日までのわが国の経済発展の原動力は技術開発にあるわけでございまして、私は、この出願件数の多いことは、日本の国民の技術開発に対する意欲が非常に旺盛であるというふうな考えをすべきだろーと思っております。

で、なお若干補足いたしますと、この中にはいわゆる防衛出願と申しますか、他の企業に特許を取られたくないと、特許になるかどうかは必ずしも自信はないが、ともかく出願しておこうという意図で、防衛出願というものも若干入っております。これはわが国企業の過当競争体質という面から、ある程度そういう面はあるかと思いますが、基本的には冒険申し上げましたように、日本の国民、企業のバイタリティーがその基礎であるというふうな考えをしております。

○対馬孝且君 まああなたはそういうふうな、いまそういう説明に対する意欲、技術的な日本国民の民族的な高まりと。これをやっぱ、少なくともPCTに加盟する限りは、そういうものが生かされなきゃならぬわけだ。生かすというよりも、むしろそれを発明の保護という観点で、どうしたらこれを積極的に発明保護をしていくか、こういう立場に立つのがこの加盟する意義、目的であると思うんですがね、その点お認めになりますか。

○政府委員(熊谷善二君) 御指摘のとおりだと思います。補足させていただきますと、今回のPCT加盟になりましたのは、日本の法人企業、個人の外国向け出願が容易になるわけでございまして、私も、これからの国際社会に生きる日本の企業、国民としましては、このPCTの加盟の効果を十分に享受できるものと信じて御審議をお願いしているわけでございます。

○対馬孝且君 次に、わが国の外国に対する特許出願件数、外国からわが国に対する出願件数、そ

れぞれどういふ実態になっておりますか説明願います、簡潔でもいいですから。

○政府委員(熊谷善二君) 日本からの外国向けの出願件数でございますが、昭和五十年で約二万五千件でございます。それから日本への特許の出願件数は約二万四千件でございます。

○対馬孝且君 そういう実態の中で、わが国の外国に対する出願件数というのは国内出願の大体二割程度と、こういう数字になりますが、これは正確に申し上げますと、日本から外国への内訳言いますと、アメリカが八千五百件、西独が四千三百、イギリスが三千六百、それからフランスとかオランダ等、外国から日本へは、アメリカが一万一千件、西独が四千七百、イギリスが千九百、その他、私の資料によると大体こういう数字になっておるんですが、したがって国内の出願に比べてまして大体件数が二割と、こういう点では非常に低いのではないかと。こういう水準にあるということについてどういふふうな考えをいたしますか。

○政府委員(熊谷善二君) 御指摘のとおり、外国の場合、たとえばアメリカの場合は国内に出願するよりは外国に出願しておる件数の方が多いという実態にございましてのに対して、日本はいま御指摘のとおり大体二割前後のものが外国に出願されているわけでございます。これはしかしながら、除々に外国への出願の比率が高まっております。この辺のことは、たとえばアメリカと日本を比較いたしますと、昭和四十年ごろは日本からアメリカへいった出願は、たしか私の記憶では二千五百件ぐらいだったかと思えます。現在約一万件近くになっておりますが、アメリカから日本に参りますものは、一万件ではほぼ横ばいである今日に参っておりますわけでございます。逐次日本からの出願が、特に先進国にふえておるといふ実態がございします。私も、これから日本の技術水準の向上に伴いまして、やはり海外向けの出願というものは今後ともふえていく、そういう意味でこのPCT条約加盟は大変大きな意味を持つものというふうな考えをしております。

○対馬孝且君　そういう見解だと、私は次の点に矛盾が生じているんじゃないか。あなたの言うそういう考え方に對して次に申し上げたいことは、技術貿易のおくれということが、どうしてそれが出てきておるんだらうということを具体的にちょっと申し上げますが、わが国の技術貿易の國際収支を見ますと、昭和五十一年度だけについて見ますと、對価の受取額は一億七千三百萬ドルで、逆に支払い額は八億四千六百萬ドル、大体二〇％にすぎないんですね。だから、この對価の受取額は一億七千三百萬ドル、支払い額は八億四千六百萬ドルと、こういう結果から見えてきますと、私は結果的には、技術貿易の収支、これは内訳言いますと、アメリカが九・五、フランスが一・三、イギリスが一・一、こう比べてみますとわが国の場合は大体〇・二％、非常に極端に低い状況になつておるわけです。

いまあなたは、四十年以降かなり技術的な高まりを見せていると言っているけれども、現実にはこういう結果じゃないですか。これはある意味では發展途上国並みである、こう言つても過言ではないんじゃないかと、こういうふうに考えますが、この点どう考えますか。

○政府委員(熊谷善二君)　御指摘の数字はそのとおりでございますが、これは過去の高度成長期におきまして、日本が外国から技術導入をいたしましたものに對するロイアルティーの支払いが今日まで継続している部分が相当ございますので、いま御指摘のとおり支払いの方が八億ドル、それから受け取りの方が二億ドル弱、こういう数字になつておるわけでございますが、このパターンは昭和四十七年からパターン変化が私あると思ひます。現在までの受け取り、支払いを新規分とそれから継続分に分けて分析をしてみますと、新規分の、その年に新規に輸出した技術輸出あるいは技術輸入というものをみますと、昭和四十六年までは日本側が依然として支払い超過でございましたが、四十七年からは日本の輸出超過になつておるわけでございます。この傾向は四十八年、四十九年、五十年と引き続いてなつておるわけで、私はこの辺のところは、日本の國際競争力の強化がこの面でも反映してきておるものというふうに理解いたしております。

○対馬孝且君　私の言いたいのは、GNP二位だということのようなことを言いがた、かなり貿易が伸びていると、これはお認めになつておるという。貿易は伸びているが技術の方はおくれしているんじゃないかと、こういった關係についてどう見ているかというのを言つておるわけですよ。あなたがさっきおっしゃつたように、四十年以降高度經濟成長期にだんだん入つてきたんだから、それとタイアップして日本の技術も對外的に伸びていっているという、こういうあなたの説明なんだが、結果として、これ見ると、どんなこと言つたつて、五十一年度誤りであれば別だよ、私が言つた数字が間違いないとすれば結果は逆になつておるんじゃないですかというのを言つておるんですよ、私は、そういう意味では技術のおくれでないかというんだ。貿易は伸びているけれども技術面ではかえつておくれしているんじゃないのか。その結果が、数字はごまかしできないんだから、数字にあらわれたものは支払い額が八億ドルで受取額が一億ドルだと、これじゃちょっと話が違ふんじゃないか。こういう受けとめ方について、特許庁長官としてどう受けとめているんだ、こう聞いているんですよ。はっきり答えないとだめだよ。

○政府委員(熊谷善二君)　いまお手元の数字は日銀調査の数字だと思ひますが、実は内容につきまして、契約ごとに新規分、継続分と区分けしたデータは日銀統計には出ておりません。したがうまいして、私が申し上げましたのは、内容を分析する意味で、総理府統計局の資料で科学技術研究調査報告というのが出ておりますが、これによりまして、日本の技術輸出と技術輸入につきましてそれぞれ新規、継続を区分けした統計が掲げられております。その数字で先ほど私が申し上げたんですが、具体的な数字を申し上げてみたいと思ひます。昭和四十六年におきましては、新規分の輸出は

百十一億円でございます。それに対して新規の支払いが百五十六億圓ということになつておりますから、マイナスが約四十億圓ぐらゐの支払いの超過でございます。ところが四十七年になりますと、新規の受け取りが百八十二億、支払いが百四十四億、四十億のプラスになつておるわけでございます。四十八年も同様でございます。受け取りが二百四十七億に對しまして支払いが百九十五億ということでございます。これはいずれも新規分。四十九年は受け取りが二百一億に對しまして支払いが百四十六億でございます。五十年は受け取りが百八十八億に對して支払いが百三十三億。いずれも新規分だけをとりましますと、こういうふうな受け取りが多くなつてまいつておるわけでございます。全体として支払い超過になつておるわけですが、これは、従来からの継続分のロイアルティー支払いが基礎にございまして、その部分がふえておるということ、なほ、全体としては赤字ではございますが、新規のものだけを考えますと日本の技術輸出の方が輸入を上回つておると、支払い面ではそのような数字になつております。

○対馬孝且君　これ、主要国における技術貿易の推移というのがあるんですが、これはこの数字がためになつておるんだよ。日本の場合はドル換算でいいますと、五十一年度が支払いが一億四千六百萬ドル、それから受け取りの方が一億七千三百萬ドルになつておるんだよ。そうして、いまあなたがそういう説明——新規とかいふこと言つたつて、結果は相対的な問題だから私は聞いておるんだけれども、アメリカの場合は逆に四十二億八千五百萬ドル、支払いの方が四億五千八百萬ドル、受け取りの方が圧倒的に多いわけだ。イギリスの場合は大体四億六千五百萬ドルの四億一千三百萬ドル。そうすると、大体これずつと見ていくと、日本の場合が一番あれですよ、あんたそんなこと言うけれども、受取額が一億七千三百萬ドル、支払いの方がこれは五倍ぐらゐになつておるわけだ。こういうデータを別々——この資料がでたらめだと言へば別だよ。

ところが、結果的にこれを見ると、私の言いたいの、それは貿易が拡大しているのに対して技術というものは結果的には技術の進歩というの停滞をしておるのじゃないかと。それがこの支払い額証明でもって明らかでないのかと。そういう点をあなたが高度經濟成長期によつて上がつていっている、こう言つておるが、技術の実態というのはそういうふうになつていないんじゃないのかというのを私は言つておるわけですよ、このこと。その実態をお認めになるのかどうかと私は聞いておるんですよ。だから、認めるなら認めるでいいんですよ。何も総合的に新規がどうかとかがどうかって、技術貿易の推移に対する私は実態的に、こういう実態の流れというものを一体お認めになるのかどうかということを流れを聞いておるんだけれどもね。

○政府委員(熊谷善二君)　流れとしては、過去におきまして、日本は歐米諸国からの技術導入によりまして追いつくという努力が行われてくる過程で支払いが非常に多くなつていった時期がございましたが、今日の傾向としましては、先ほど申しましたように、これからは技術輸出の増大というふうな形でパターン変化が、傾向の変化があるのではないかと、こういうふうには私は考えておるわけでございます。確かに先生御指摘のとおり、絶対額で既応の部分を含めて計算いたしますと、他国に比しまして日本の技術輸出はまだまだウェーが低いという事実にあることは御指摘のとおりだと思つております。

○対馬孝且君　それだけ認めればいいんだよ。よけいなことを言わないでいいんだ、そういう実態だということを素直に認めるか認めないかということをお聞いているんだから。次に、私は日本特許情報センターの育成についてちょっと伺ひますが、PCT加盟に伴う國際化の動向に對応いたしまして、この特許出願の質の向上を図るというためには、特許の情報整備、情報提供の充実を進めることがますます重要であるということ、これは衆参の附帯決議の中

についていますね、具体的に。したがって、第一点はどういうことかといいますと、日本特許情報センターの拡充強化について、いま申し上げましたように衆参で何回か、実は決議をされています。これに対して、政府としてこのセンターの育成強化に對しましてどういう対策をとってきたのか、これが第一点。それから第二点目は、このセンターの収支状況がどうなっているか。またこれに加えて今後の見通しがどういうふうになるのか。三、この情報センターが実際に中小企業にどれだけ利用されているか。次の問題は、PCC加盟に伴い同センターの格段の強化が必要ということは当然先ほど強調しておりますから、その点のこれからの対策の力点をどういうふうに考えているかと、この四点まずお伺いします。

○政府委員 熊谷善二君）日本特許情報センターは、私ども特許情報に関します中核的な機関ということで、今後とも大いにこれ育成強化していかなければならないというふうに考えておるわけでございます。現在このセンターにおきましては、電算機を用いました情報の検索と良質な抄訳の提供を行ひまして、サービスを拡充をいたしてまいっております。五十三年度におきましては、大型の電算機をさらに入れますしてその処理能力を高め、データの蓄積を多くしてまいる考えでございます。さらにはINPADOCという国際的な情報機関との間の提携を強化するということで、外国からの特許情報につきましてもこれを取り込みまして、サービスとして提供するということを考えております。また、最近におきまして、日本の公開公報を英訳をいたしまして、いわゆる抄録と申しておりますが、これを外国に向け発行をいたしておるわけでございますが、これは非常に高く評価されております。今後さらに、PCTに加盟いたしますれば、PCT国際出願関係の翻訳文の抄訳、抄録につきましても、これを発行することと考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、通産局また発明協会等、各地域産業の二

ズをこれらの機関に吸収いたしましたして

「委員長退席、理事福岡日出麿君着席」

特定の事業分野に対しますサービスというものを
 拡充してまいりたいと、さように考えております。
 なお、収支の状況等につきましては総務部長か
 ら御説明申し上げます。

○政府委員(勝谷保君) JAPATICの収支状
況についてお答えいたします。

先生御指摘のように国会の附帯決議をいたしたきまして、四十六年に設立いたしました以来、四十六年の規模が約三億七千万でございましたのが、五十三年度の予算規模は十六億、五十二年度もほぼ十六億に近い予算規模になっておりますが、その間収支状況は年によつて違いますが、毎年五千万ないし一億程度の赤字が計上されてまいりましたが、五十二年度におきましては、おかげをもちまして収支は黒字に転じております。なお、人員につきましては、四十六年の四十一人から五十二年には約六十名と、急速とは申せませんが、確実な拡大テンポで拡充強化を図っている状況でございまして、

○対馬孝且君 中小企業のはどうです。中小企業の利用、中小企業がどのように利用されているかということについて。

○政府委員(勝谷保君) なお中小企業がどのよう
にJAPATICのサービスを利用してゐるかに
つきまして、定量的に把握しておりませんけれど
も、大ざっぱに申し上げますと、利用は主として
大企業の方に偏つてゐるという実情でございます
。したがひまして、今後は中小企業にもこれを
活用する方向を考えなければならぬということ
で、五十三年度の予算から、ある程度そういう方
向の政策を検討してゐるというのが実情でござい
ます。

○対馬孝且君　いま、なぜこれを聞くかと言うと、中小企業はこの情報センターの情報提供をほとんど受けてないと言うんだね、実態的には。だからいま、この決議からいきますと、まだ、いままで何をやっておったかとほくは言いたいのは、これ

を見ますと七十五国会参議院商工委員会で五十年三月二十七日の決議、これでいきますと、日本特許情報センタ―は、新規性調査機関としての機能を十分に果たし得る状況にないので強化拡充体制をとるようになることになっておるでしょう、これで。特に中小企業問題というのは非常にこれはアピールしているわけだ。ぼくは現実聞いてみたんだけど、おたくの庁舎の働いている職員の方々に。ほとんどないと言うんだよ、これ。

いまあなたもお認めになったけれども、大企業だけで。これじゃ情報センターの役割りというのは一体何があるんだと。私が言いたいのは、これから発明、パテントというのは中小企業のこういう低成長時代における中で、技術革新だけでなく、そういう発明の機会を大いに保護していただいて、中小企業をどう今日の経済情勢の中で保護していくかと、守っていくかという役割りが一つの大きなこればくは目的と思うんだよ。現実にはこういうものが生かされていないと、ほとんど、いまもあなたが言ったとおり。大企業がほとんどだと、これではばくは決議は何回したって、決議は絵にかいたようなもので、これは意味がなくなると思うんだよ。国会決議なんだから、もう少しやっぱりこれを、中小企業の体制強化のために今後積極的に、ひとつ具体的にどういう点に力を置いて体制強化をしていくのか、これをぜひ中小企業の皆さん聞いてくれと言うから、ちょっとお伺いしますよ。

○政府委員(熊谷善二君) 特許情報センターの仕事の中で、いま先生御指摘の点は大変私どもも重要な点だというふうに考えております。

まして、この四月からはつきりした形で業務提携が行われておりまして、発明協会が全国の支部を通じて、それぞれ地方の中小企業の方々あるいは地方の産業のニーズというものを吸収いたしましたので、それに合ったような情報を提供すると、こういうようなことを、これから大いにやってまいりたいというふうに思っておるわけでございまして、御指摘の点は十分に今後配慮してまいりたいと考えております。

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

○対馬孝且君 長官ひとつ個々の努力について私はやっぱり中小企業の方に最重点をかけて、そちらの方に、情報センターがそのためにあるんだというくらいの決意を持ってこれは対処してもらいたいと思いますよ。これは特に申し上げておきます。

そこで、私はこの今回のPCT条約に加盟するに際して、中小企業に一体どういう利点があるんだということがどうも納得がいけないんだ。ぼくはこの間も中小企業団体の方々に来てもらって、いろいろ意見交換しましたよ。率直に言うんだけれども、外国の出願の容易化ということが目的にされているんですけれども、どうもやっぱりこれは大企業が、特に一部の巨大な多国籍企業には有利であっても、国内を市場とする大部分の中小企業にとつてはほとんどメリットがないんじゃないかと、私に言わせれば。

それはどういふことかという点、外国出願に伴う複雑、非常に難解、手続等も非常に複雑であるのと、このPCTに加盟することによつて。それと、使用料負担が非常にこれかかつてくる。後で申し上げますが。中小企業が容易に対応できるような逆にPCTに加盟することにおける中小企業の恩恵というのはいかなるものでもないかと、こういう率直な意見があるんだが、この点どういふふうにその具体的なケースがあるんですか。

○政府委員(熊谷善二君) 国内の出願の場合に、中小企業または町の発明家の方々のウエートは大体五割でございますが、外国へ向けた日本人の出

○政府委員(熊谷善二君) 国内の出願の場合に、中小企業または町の発明家の方々のウエートは太体五割でございますが、外国へ向けた日本人の出

願の場合に、中小企業あるいは町の発明家と申し
ますか、そういった方々のウェイトは、これは推
定でございますが約二割程度と考へております。
確かに外国向けのウェイトが低いわけでございま
す。外国向けの出願の中で、中小企業等の方々の
占めるウェイトが低いことがそういう事態になっ
ておるわけでございます。

その原因の一つは、いま先生もお触れになりま
したが、外国向けの出願というのは、やはり語学
の問題あるいは手続が非常にめんどろだというよ
うなことから、ついついやはり外国出願が少なく
なっておるんだろというふうに思ふわけですが、
そういう意味では、今回のPCT条約におきまし
て手続の統一がなされて、一つの出願で多数
国に出願ができる。こういうことは、しかもこれ
が日本語によって行われるということになるわけ
でございますので、中小企業あるいは町の発明家
といった方々もこれを利用しやすいということに
言えると思ひます。アメリカがこの条約批准に際
しまして、大統領が議会に送られたメッセージの
中に、このPCT条約の加盟というものは、特に中
小企業あるいは町の発明家といった方々にメリッ
トがあると考えていることをメッセージの中に
も書いてあるわけでございますが、私は今回のP
CT加盟によりましてこの面のメリットは大変大
きなものがあると思ひます。

それからもう一つは、この条約の中のメリッ
トの一つでございますが、特許庁が国際調査機関
といたしまして国際調査報告をつくり出すと、そ
の中で、すでにその出願について先行文献がある
ということがわかります。そういう場合は、む
だな外国への出願が取りやめになりますことに
よつて、経費が節減されるということもございま
す。中小企業の方々にもその点は大変プラスにな
るであらうというふうに思ひてゐるわけでござい
ます。

○対馬孝且君 まあ、あなたそう言うけどもね、
現実にこれ後から出てくる百八十四条の四の四項
の問題ですがね、これでいきますと結果的には中

小企業はかえつてこれはあれですよ、費用は負担
する、異議の申し立てするときに中小企業が具体
論としてできるかどうかというね、まあ後からこ
れから具体的に申し上げますけども、私はどうも
そこらあたりが、ただむしろ加盟したことにおい
て中小企業ははみ出される、かえつて多国籍企業
の方が優先保護されて、日本の国内の中小企業
の方が虐げられるというか、むしろ恵まれない状態
に置かれる。これがそのPCTに加盟するメリッ
トというのは一体あるのか、いまあなたお答えに
なつてゐるけれども、それは現実にはこういう問題
にちよつと聞いていきたいんですがね。国際出願
の原文と翻訳文との関係についてちよつとお伺い
しますよ。

この法案の一番の問題点は何かといふと、
わが国を指定国とする国際出願についての原文と
翻訳文との関係が取り上げられてゐるわけであ
る。そこで提出された翻訳文と原文が内容的に一
致している場合は、これは問題ない。一致しない
場合は問題なんです、これでいくと、結果的に
これは異議の申し立てをしない限りこれは取り
上げられないということになるわけだ、この問題
は、これじゃ全く問題があるんじゃないか。した
がつて、原文に記載されてゐるけども翻訳文に記
載がなかったという部分についての効果は一体ど
うなるんだと、これ一点お伺ひしますよ。

それから二つ目は、次に原文に記載されては
ないけれども、逆に翻訳文に記載されていたら、
こういう事項があった場合にその法律効果は一体
どうなるんだと、この二つをちよつと聞きたいん
です。

○政府委員(熊谷善二君) この条約によりま
す原文と翻訳文の考え方でございまして、非常に明
確になつておるわけですが、まずは一義的には原文が
ベースになるわけですが、その後、翻訳文の提出
を待つて審査が行われるということになつており
ます。それで、いま先生御指摘のように、原文に
書いてあることが翻訳文に書いてなかつたという

場合には、その書いてない部分につきましては国
際出願がなかつたものとみなされると、つまりそ
れは権利を放棄したことになるわけではござ
います。

それから原文を上回つた部分について翻訳文が
なされておるという場合には、その上回つた部分
につきましては、これを実質的に無効にすることに
できると、こういうのがこの条約の立て方であ
ります。

で、特許庁といたしましては、いま御提出して
おります法案の中で、基本的には特許というものは
その国の言語で設定をされるわけでございます。
そういうことから、国内の手続は翻訳文によつ
てもう進めるといふことにいたしております。で、
第三者特に他人の権利との関係におきまして問題
があるという場合に限りまして、原文と翻訳文を
照合いたしまして、原文と翻訳文の双方に記載さ
れてゐる事項、これがこの国際出願のいわゆる本
体であると、こういう考え方で処理することに
いたしておるわけでございます。

○対馬孝且君 いや、結論だけ聞けばいいんだよ。
私言つてゐるのは、原文に記載されてはいるけど
も、翻訳文に記載がなかつた場合についての効果
が一体どうあるんだと、出願の効果がどうなつて
いるんだと聞いてゐるんだから、これでいくと百
八十四条の四の四項によれば何の効果も生じない
ということになるんだ。そのことを答えればいい
んだよ。間違いないでしょう。何の効果も生じな
いでしょう。前段の方は。

後段の方は、原文には記載されてはいるけれど
も、翻訳文に記載された事項についてはその法
律効果については正規の出願とみなされると、こ
れは百八十四条の六によつてそういうことになる
と、この理解はどうなるんだと私は聞いてゐる。
そのことをいいか悪いかと聞いてゐる。間違いな
ら間違ひと言つてくれよ。

○政府委員(熊谷善二君) 第一の、原文にはある
が翻訳文にはないという部分につきましては、そ
れは取り下げとみなされますので、なかつたこと

になるわけでございます。

それから第二の問題は、原文にはないけれども、
翻訳文だけにあるという部分につきましては、こ
れ審査は翻訳をベースとして処理してまいりま
すので、公告後の異議の申し立てがない場合は、こ
れはそのまま特許になるというふうな場合もあり
得るわけでございます。それから、異議の申し立
てがない限りはこれは拒絶はできないというよう
な方にいたしております。

○対馬孝且君 長官ね、言葉の魔術みたいなこと
言つちやだめだよ、そんなこと言つて。はつきり
言つて後段の場合は正規の特許出願とみなされる
ということでしょう。出願とみなされるといふこ
とでしよう、これ。異議の申し立てがあるとな
いとかいって、これは後からの法律の問題だから
私申し上げますよ。そういうことを端的に聞いて
ゐるので、言葉の言い回しをしてごまかそうとし
たつてだめだ、そんなきれいな言葉を利用して。
はつきりぼくはみなされるか、みなされないかと
端的に聞いてゐるのだから、みなされるのならみ
なされると。

それから、前段の方は、このことについては効
力が生じるか生じないか、こう聞いてゐるのだから、
効果が生じないなら生じないとはつきり言え
ばいいんだよ。それをわかつたようなわからない
ようなことを言うから問題が起きるんだ、どうな
んだと聞いてゐるんだ、この扱いについて。

○政府委員(熊谷善二君) 第二のケースは翻訳文
をベースにいたしますので、この翻訳文というの
は、これは日本の特許法上の出願書類ということ
にみなされるわけでございます。ただ、日本の翻
訳文はみなされますが、日本の出願書類とみなさ
れますけれども、この翻訳文によつていかなる場
合もすべて処理するというわけではないというこ
とを先ほど申し上げたわけでございます。他人と
の間の権利が問題になつた場合においては、一定
の調整措置をとるということをお願いしたわけで
ございます。

○対馬孝且君 それであつた、いかなることとい

うのが余分なことであつて、これから申し上げることになるのだけれども、さっき言った二つですよ、私が言ったのは。

そのことについて次に申し上げます。翻訳のチェックの異議を待つという審査制のあり方について、私は今回一番問題の焦点ではないかと、こう見ているわけですよ、ここが問題点だ。どういうことかと言つたら、原文には記載されていない事項であつても、本来国際出願としての特許請求がなされていない事項、それから、翻訳文の提出の際に追加されたとしても、わが国の出願の場合には何の効果も生じないということで考えるのが一つの筋じゃないかと、こう思うわけですよ。

そこで、原文と翻訳文の不一致が、両者を対比した場合に初めて発見されるわけでしょう。原文と翻訳文とはどこが違つているということが初めてわかるわけだ。その初めて発見したときの審査官はこれに対してチェックしたり、あるいはここをどういうふうに直した方がいいんじゃないかと、いうふうなことが、結果的には今日の段階ではできなくなつてしまつたんじゃないかと、それは、法律制限してしまつたんじゃないかと、それは、法律の百八十四条の十四による異議の申し立てがなければあつた認めないというわけだから、そうなれば審査官の審査権限それ自体を放棄させる、あるいは制約する、という、放棄させてしまふというういやり方、これは諸外国にもほくが調べた限り例はないし、それ自身がやっぱり根本的に、あなたは中小企業が何とかなつてゐるが、私は逆に中小企業を守つてゐない結果になる。これ問題は二つあるんですよ。

一つはみずからの審査権限を放棄するということ、逆にこれがチェック制ができない、あるいは手直しができない。たとえば、瑕疵状態で欠陥がある、傷があるということをおつておつてもそれを審査官が手直しできないのだということになつたらこれはどういふことなんだ、あなた。せっかく条約に加盟して国内法はつくつたが、国内法は逆に審査官を権限放棄して、それで中小企業

の発明の機会を何とか向上させてやろう、保護してやろうというときに逆に生かしていかない、ここに私は今回の改正点の一番の問題があるんじゃないか、この点どう考えますか。

○政府委員(熊谷善二君) まずこういった原文と翻訳文の不一致というケースがどれだけあるかというところでございますが、私どもはきつめてレアケースだと考えております。なぜならば、この翻訳文というのは非常に厳密につくりまふと厳密にある出願になりますので、後で第三者からこれを取り消されるケースが非常に多いわけではございません。間違つた翻訳文を出した場合に、出願人が非常に不利をこうむるというのが特許の場合の常識でございます。とりわけ今回のPCT条約は多國間の取り決めでございます。同時に、したがひまして、多國間の言語を使うわけでございますので、常に各國がこれを翻訳文についての問題に当たつておるわけですが、たゞまゝとして原文と翻訳文は一致すべきものという前提に立ちまして、この条約は成り立つておるわけでございます。

私どももこういふケースは非常にレアケースだとは思ひますが、先生御指摘のように、理論的にはあり得るわけでございます。その場合の措置といたしまして考えましたのが、まず第一は、原文と翻訳文を先生御指摘のようにチェックを常に行つたしまして、それが正確なものであるかどうかというのを全件チェックということになつた場合と、それからその場合には、審査の実態として、これは原文中心のやり方にならざるを得ない。ましては原文中心のやり方にならざるを得ない。一つの段階でも原文と照合しながら進むわけでございます。この原文中心主義になるわけでございますが、この原文中心主義で常に照合をしなければならぬというのを決めてゐる各國の法制は、明定されてゐるものは各國にはございせん。確かに先生御指摘のように、いわゆる公告後の異議の申し出を待つてのみ拒絶ができる、このういふふうにしてゐる國も、法律で明らかにしてゐる國もございせん。

つまり、この辺は各國の運用の問題として任されてゐる問題でございますが、私が冒頭申しましたように、当初から原文と翻訳文を照合する、このういふことになつた場合には、現実にはこれを処理することは不可能でございます。全件につきましてこれを処理することは不可能でございます。もともとレアケースというケースでございますので、そこまではする必要はない。私どもの判断としましては、翻訳文をベースにしまして審査を行つて、公告後の異議の申し立てを待つてこれを救済するというのが最も適当な措置であるというふうな考へておるわけでございます。たゞまた仮に瑕疵あるケースがあつた場合に、第三者との関係において異議の申し立て、あるいは無効の審判というふうな手続を通じてこの瑕疵ある部分が是正される、こういう措置で十分この問題は対処できるであらうというふうに考へております。

最後に一言申し上げたいんですが、私どもとしては、審査は翻訳文によつて行つたわけでございます。審査は審査官の放棄であるとか、そういうふうには毛頭考へておりません。従来どおり審査をきちんと言つて行つたわけでございます。

中小企業等との関連におきまして、特に先生御指摘ございましたが、それは、審査官がたまたま気がついたときどうするかという問題につきまして、これを法律の義務として法律化する、これは審査の実態に即さないと思ひますが、審査の公平性を欠くことが担保できない、こういう判断で私どもはとり得ないと思へておるわけでございます。ただ、行政運用といたしましては、たまたま知り得たものにつぎましては、中小企業の方々、あるいは一般公報等に対して原文との不一致の部分があると、それに対して特許庁としてはたとえ出願者に対して釈明を求めるといふ措置をいたしまして、その記録を一般に閲覧させる、また公開を、公報の中でその事実を掲載すると、こういう措置で行政運用としては十分カバーできるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○対馬孝且君 これはね、レアケースの場合日本でも考えられないと、こんなことをおつしやつてゐるんだけれども、私は根本問題が問題だつて言ふんですよ。これは審査権を最初から放棄するういふ法律改正、国内法を宣言することは間違ひじゃないか。国際的にもあなたがたは言つてゐるわけだ、わが国だけだつてあなたがたは言つてゐるわけだ。国際的にほくもちよつと調べてみたんだけれども、これはオランダの例でもスウェーデンの例でもずっと事情聴取しましたけれどもありませんよ、こんなのはあなた。むしろ逆に翻訳文と原文との系統的な照合あるいは系統的に照合しないまでも、審査官が疑いがあるという場合は職権でやつぱり出願人に対して補正の措置を講じてゐる。こういう実態がほとんどじゃないですか、この翻訳のチェックの実態というのは。これはあなたはずり申し上げてオランダもそうだし、スウェーデンもそうだし、オーストラリア、西ドイツ、イギリスの例がある。これはアメリカの場合は、これはまあPCTのルールの原則の国ですから、これを見つたつて同じじゃないですか。

あなた、運用だつてごまかしてゐるんだけれども、問題はやっぱり大事なところはそこだと思ふんだ。なぜ審査官の……現在やつてゐるならば別だよ。あなた方ずいぶん何か七カ国あるからそんな簡単にできないとか、語学力を持つてゐるとかいけないとか、そんなことをときどきおつしやつてゐるけれども、現実には現在これが間違ひであつた指摘してもらつてもいいけれども、従来からこの優先権証明チェックしたものについては現在実務でも約三万件あるというんだ、ほくが聞いたのは。これは間違ひですか、これはおたくの特許庁から聞いたんですよ。現在の体制でこの審査官による優先権証明チェックを実際の実務として扱つたものは三万件ありますと、こういう実態があることに對して、最初から審査権のチェックがあるはそういうものに対して権限を剝奪してしまふと、これは全く私は納得できないね、こういう問

題については、これはどういうふうにお考えになつてゐるんですか。

○政府委員(勝谷保君) 先生お手元の特許庁の資料と申されますのは、実は二年前に調査団を編成いたしました。先進諸国を回りまして、諸先進国はいまだ国内の法律を制定していませんので、将来こういうことが考えられるというアソケットを持って帰つたものが恐らくその資料ではないかと思ひます。その後私も資料を集めましたところ、アメリカでは七五年の十一月に法律ができております。このアメリカのものを見ますならば、これも英語で翻訳文を提出しなさいというものが出ておりますが、これは先ほどのような問題が生じたときは裁判段階で処理しろという法定になっております。さらに西ドイツを見ますならば、西ドイツも具体的にドイツ語で翻訳文を提出しなさいということになっております。さらにイギリスを見ますならば、イギリス人の場合も簡単でございまして、一条だけ設けて翻訳文等々の規定が設けてあります。それらをすべて私も見てみたんですが、国際出願の翻訳文の取り扱いに關しまして明文の規定を置いておりません。日本のように非常に精緻な特許法体系になっておりませんので、細かく決めておられるのが実情でございまして、

さらに細かく申し上げますと、翻訳文の法的位置づけにつきましては明文の規定を置いていないということ、審査官は原文で審査すべきであるというこの明文の規定も置いてありません。さらに審査官は原文と翻訳文との照合をすべきであるという明文の規定も置いていません。いずれも実態的にやっているといたうのが実情ではないかと思ひますが、わが国のように明定する場合にどちらにするかということを決めざるを得ないというのが実情でございまして、

○対馬孝且君 だから、異議の申し立てをする以外のもは審査官としてはチェックあるいは手直し、それをしてはならないということを最初からあなた決めてかかるといふのがおかしいじゃない

か、法律的に。しかも実態的には現在やっていると

いうんだ。ぼくはやっていないことを言っているんじゃないんだよ。優先権として審査官が扱っているというわけだ。現実にはまた処理しているというのでしよう。処理していることに對して、PCTに加盟することによつて審査権限が縮小されたか、あるいは権限放棄されたか、制約条件を加えられるというところは、これは国際条約に加盟することにおいての逆に私は問題が生じているんじゃないのか。それは各国で慣習を、別にうたつてはないが運用の問題として扱われたけれども、日本のように明記したところもないでしようと言ふのだ、私は。ないとすれば、現在優先権として審査官が扱っているとすれば、そのことをむしろ生かしていくということがやはりこの加盟したことに對する目的意識から言つて当然そうあらねばならないんじゃないか、その点がぼくはわからないと言ふのだよ。

○政府委員(勝谷保君) 先ほどの点補足させていただきますが、諸外国ではさういふふうに明定をいたしてゐる実態はないわけでございます。わが国の特許法は、三十五年以来四十五年の改正等とも含めまして国会で精緻な特許法の体系をお決めいただきました。したがしまして、このたびの改正をするに当たりましても精緻なその体系に對應して、明文を設けないでよしなに行えというふうな書き方ができませんので、さういふふう

に明定をいたしたいということでございます。ただ長官先ほど申しましたように、必ず見ろという法的義務づけをするのには実態が適していないというところでございまして、たまたま気がついたときはやる体制にしたわけでございます。

○政府委員(城下武文君) ただいまの先生の御質問の中で優先権主張の点について御質問ございましたので、その点について御説明申し上げたいと思ひます。

優先権主張のいま先生の御質問の点でございすけれども、これはパリ同盟条約という条約がございまして、その中でつまり第一国、たとえば例

をアメリカ人にとりますと、アメリカ人がアメリカにある出願をいたしまして、その出願に基づいて一年以内に日本に出願したケースを考えてみます。そうした場合にそのアメリカ人が、アメリカの出願に基づきましていわゆる優先権を主張して日本に出願いたしました場合にございまして、たとえば去年の四月十三日にアメリカに出願いたしました、ことしの四月十三日に日本に出願した場合、この一年間に起きたのはかの事実、たとえばかの第三者がある研究発表したとか、あるいはある特許出願をしたとか。さういふ事実に基づいて、この発明がそのアメリカ人が日本における権利を取れなくなるようなことはない。日本においても権利を取れるようにしようではないか。さういふ趣旨でございまして、

したがしまして、優先権の場合にはその比較と申しますのは、つまりアメリカで言つた、アメリカで出した、アメリカへ出願した発明というものと、日本へ出願した発明との比較をいたしました場合に、日本へ出願が、アメリカの出願のものの中に含まれてゐるかどうかということに単にチェックいたしますと同時に、それと同時に一つの問題点は、もし優先権主張をチェックいたしましてその出願を拒絶するわけでございせん。ただ単にその優先権主張を認められずに日本の四月十三日の出願だけしか生きない。つまりたとへば、ことしの一月一日にある事実が発生があつたと仮定いたしますと、その事実に基づいては日本出願が、つまり四月十三日に日本に出したアメリカ人の出願がアウトになつてしまふという、さういふことになつてしまふという、さういふことを決めたものでございまして、したがしまして、さういふ点につきましては今度のPCTの翻訳チェックの問題とは本質的に違ふ点があるかと考えております。

それから、先ほど先生が年間三万件になつておるじゃないかというさういふ御指摘でございますけれども、実はこれ昨年一年間で特許庁におきまして外国出願を扱つておる全部の処理件数が約一

万五千件でございまして、その中で大体半分が許されております。半分は拒絶になつております。約半分でございまして、その中でいま申し上げましたように、約一年の間において発生した事実だけについての問題がございまして、その一年間に発生した問題点があつた場合だけ調べることにしております。したがしまして、さういふ事実からいたしまして、さういふ調べた、もちろん私も何百何十件調べたといふことにつきましては、総計はとつておりませんが、推定といたしましては数百件のオーダーと考えております。

以上でございまして、

○対馬孝且君 問題のポイントをちょっとさつきから言つてゐるうちに、この点をわれわれもわからぬ、わからぬというよりも納得できないというのはどういうことかという、さつき言つたことです。やっぱり審査権限というものは、現行の体制の中でも、審査官がチェックして手直しをして、そして予備的であれをやることができるんじゃないのかと、現実に、それを何で、異議の申し立てをしなれば審査官はチェックもできない、手直しもできない、あるいは指導もできない。さういふことを、最初から審査官の権限というものを取つてしまふというやり方は、何のために国際条約に加盟してそんなことをしなけりやならぬのか、そこがわからないと言ふんだ、ぼくは。その理由がわからないと言ふんだ。

この前長官の話聞いたら、いや、審査官の中に語学が七カ国語できる者がいるとかいふのか、レファケースだとか、いろんなことを言うけれども、少なくとも法律というのはどういう条件に置かれようとか公平の原則でなければならぬんじゃないかと。レファケースであるとかないとかは別として、あることが、さういふことの場合でも、最低保障としてこれは守られるということが法律をつくる目的でしよう。それをあたかも運用の問題でございすとか、運用をすれば何とかなるんだとかいふ

ものじゃないんじゃないか。私の言いたいことは、公平の原則ではないんじゃないかと言いたいんだ、そのことについて。

そのことをどうして最初から——語学ができるとかできないとか、これは人間を侮辱したことだよ、おれに言わせれば。国際的に加盟することに対して、語学ができるとかできないなんて、審査官をね、人権冒瀆だよ。国際法上、そんなことを言う、国際条約に加盟すべきじゃない、おれに言わせりゃ、日本国として。そういうことはこれは理屈にならぬでしょう。なぜそういうことの制約条件をつけないやならないのか、それからなぜそういうことをやらなきゃならないのかというところが納得できないというんだ、私が言っているのは。公平の原則から言ってそういうことが認められるのかというのをよくは聞いているんだよ、法律の立て方として。

○政府委員(熊谷善二君) 現在の、現行法におきましては当然出願は日本語でなされておりました、それを審査する、それに当たって外国文献等につきまして先行文献があるかどうかを調べるといふ審査をやっておるわけで、これはもちろん国内のものもやっておりますが、外国文献等いろいろチェックをいたしております。

その場合に、いきなり外国文献に入るよりは、いわゆる二次文献サーチ方式と申しまして、日本語に翻訳されたものを中心に探すことが多いわけでございますが、おおむね世界公知事実につきましては、調べるといふたまでで現在審査しているわけでございます。しかし、これは日本語の出願についてやっているわけでございます。

今回のPCT出願というのは、いわゆる原文と翻訳文という問題が新たに発生したわけでございます。そこで、この場合の措置としまして、考え方としては三つの方法があると思ひます。法律の問題としてこれをどう区分けするかという問題でございます。第一は、原文と翻訳文が合致しているかどうかを、法律でこれをチェックする方法が第一でございます。それから第二の方法は、

翻訳文を国内における出願としてしまふ、つまり原文はその段階において消えてしまふと申しますか、そういうチェックはしないで、翻訳文をいわゆる正規の出願として本体とかかわりなくしまふというやり方があると思ひます。

まず第一の問題でございますが、これは冒頭に申しましたように、原文と翻訳文をこれをチェックするということは、たとえば一件当たり、外国の明細書というのは相当厚いものでございまして、これらの明細書を全部読んで原文と翻訳文をチェックするというようなことを、これ法律の義務として審査官に強制するということは、これは非常に大きな問題が出てくると私は判断しております。

なぜならば、これによる事務の渋滞という問題は、一つは国内の従来からもございました滞貨の処理と申しますか、処理期間を短縮してまいりましたのが、逆にそのことによって処理期間が長引くとか、あるいは日本に向けたPCT出願といったものが処理がずっとおくれまして、結果として外国の側から見ますと、日本向け出願をPCTでやりますと処理がおくれるということによりましてPCT加盟の効果が少ない、こういう問題になる。

私どもは、もし仮に全件チェックを法律で義務づけた場合に、現在の審査官をベースに考えまして、恐らく三けた以上の人員が必要であると。しかもこの人員は単なる人数じゃございません。経験の豊かな、しかも技術がよく理解されておる、また語学力に通じておる、そういう審査官が必要になってくると思ひます。これは五年や十年ではなかなか育成できない問題でございます。そこまでのことをやる必要は私どもはないと判断しておるわけでございます。また、そのことを各国ともやっておる国はどの国もございません。こういった全件チェックをやっている国はどの国もございません。冒頭申しましたように、こういう原文と翻訳文と不一致が出るというケースはレアケースでございます。そのための措置として、こ

のようなことをやっている国はないというのがまず実態でございます。

第二の問題は、翻訳文を法的に原文と全く照合しないとした場合は、これは条約違反になりまして、できないわけでございます。そこで、私どもがいま御提案申し上げておりますのは、先ほど申しましたように、翻訳文をベースに国内の手続は全部進めるわけでございます。審査の過程で審査官に義務として原文と翻訳文をチェックしなけりやならないケースというものを決めたのは、異議の申し立てがあった場合に限っているわけでございます。

そこで、その審査の過程において、義務でなくしては、先ほど申しましたようにこれは公報その他にこれを掲載して、関係者の注意を喚起するという措置で十分であるというふうに考えておるわけでございます。たまたまわかつたものによつて、国民の権利を拒絶するというような行政処分を行うことになりまして、これはたまたまわかつた場合とわかつない場合のアンバランスが出てまいります。したがって、法律上はこれは画一的な制度として処理することが必要でございますので、全件チェックするかあるいはいづれかを選擇せし立てを待つて処理するか、いづれかを選擇せざるを得ない。この案では異議の申し立てを待つてやるというのが法律上の義務として、その場合は審査官が原文と翻訳文を必ず照合しなければならぬということにいたしましたわけでございます。審査中は翻訳文でいくということにいたしておるわけでございます。

○対馬孝且君 あなたは、法律的には運用でそれを扱えばできるんだと。法律の立て方として私聞いているんだ、法律の立て方として。あなたは現実を言うわけだ。法律と現実の食い違いをあなたは言っているわけだ。現実を肯定しちゃっているんですよ。その現実とは、これから語学のある者をふやさなければならぬとか人がどうだとか、これは後から申し上げるけれども、そういう現実

の実態でPCTに加盟するということは、さっきも言ったように、少なくともこれからの低経済成長の中でお互いにやっぱり何とか発明の機会を与えて、保護してやって、できるだけそういう中小企業なり企業というものが、そういうものによって生き延びていかなければならぬというところに加盟した意義があるわけでしょう。そうさしていく、そういうものの機会を大いに与えてやる、そういう目的意識に向かっているとすれば、さっき言ったように、具体的にたえば私なら私が発明をした、発明がある、特許も取りたいと。これが生かされれば——いまの円高不況の中でたとえば太刀打ちならぬと。これから全世界的に競合していくのに、特許を取れば何とかこの日本の円高の中、雑貨なら雑貨、繊維なら繊維でも生き延びていくことができるんだと、こういうことがあるとすれば、これをむしろそういう機会を保護して、どうしてそのパテントを取って与えるかというところがばくは最優先しなけりやならぬと思うんだよ。

それをあなたは、現実的に翻訳文と原文との不一致のチェック制について実態的に、そういう人的な問題、語学の問題、機能の問題としてそれはできないんだから、初めから法律でそういうことをしばっていくことはだめなんだと。これは間違いないかという。ばくは法律的にやっぱり正しく、公平の原則に従って、あらゆる機会に公平の原則でもってこれがパテントを、特許権が与えられるということがやっぱり基本に立たなきゃならぬというんですよ。その中でそれじゃ人は、機能はどうするのか、機構をどうふうに整備するのか、人的配置をどうするのか、あるいはこの受け入れ体制をどうするのか。私は後から申し上げますけれども、受け入れ体制もできないでこんなことに加担するということ自体おかしいよ、ばくに言わしたら。少なくとも、これは五十年の三月の当時のあなたの前の齋藤特許庁長官は、ばくもここに言ったけれども、ばくも関連質問をちょっとやっていますけれども、あのときちゃんとこういう

PCTに加盟する受け入れ体制をとりましようと言明してまず、あなたの前の長官は。会議録ちよつと読めよ、本当に。それをいまになってから、加盟することにおいてこれが人的に、あるいは語学的に機械的にこれはできてないんだというのなら加盟めなさいよ、そういう理屈にはならないぞと言んだ、ぼくは。

法律の立て方としてやっぱりこういうものは基本的にあるべきだ。しかし、現実の実態はそうじゃないんだとあなたは言うんだ。実態からそういうふうな話に持っていくためにどうしたらいいんだという話ならわかるけれども、いや現実はどうしようもないんだから、それじゃ法律的にはわかって、書いてみたって矛盾なんだから、逆に法律違反を犯すことになるんだと、あなたに言わせればそういうことを言っている。それはちよつとPCTに加盟するという、国際加盟するということ、目的、そのこととぼくは反するんじゃないかと思うんですよ。いま私はなぜこういうことを言うかという、中小企業の連中が言っているからぼくは言うんだ。どうもそこらあたりがあるあなたのその意見を聞いてみると、私はどうも納得できないね、この問題について。

だから答えは簡単なんだけれども、これはもう時間が迫ってきているから、ぼくはポイントをしぼりたいのだけれども、やっぱり本法の百八十四条十四というものが異議の申し立てということがあるそこにある限り、どんなことを言おうとチェックした審査官が手直しをしたり、あるいはそういうものに対して何とか保護してやるうじやないかということが、結果的には目的が買かれないのじゃないか。そういうパテントを取る方々に対しては、逆に私は、これはそういう機会を失っている、そういう保護がなされないのじゃないかというのを私は言っているのだから、その意味で答えは簡単なんです、ただし書きを削除すればいいじゃないか、私はこういう修正案を出しているわけでしょう。わが党はただし書きを削除すればいいんだと。

それにはさっきから何回も言うように二つある。それは審査権限をやつぱりきちんと、権利放棄をさせるべきじゃないんだと。法律の立て方から言ってもあのただし書きをつけることは逆に制約条件を加えられる。逆にまたパテントの機会が失われる、こういう観点から私はこれを主張しているわけですよ。その点ひとつもう一回はつきり答弁してもらいたいということ、それからもう一つ聞きますけれども、仮に異議の申し立てがない、その前に審査官が翻訳のミスを見つけたと。さてどうすることもできないとすれば、これは明らかにあれでしょう。無効な事項について外人についてはは不当な権利を与えることになるんじゃないですか。間違つておつたとしても、外人に対しては出したものは通るのだから不当な権利を外人には与えられない。しかし、不当な権利が与えられて、特許権の両立という問題は一体どうなるんだと、私が聞きたいことは。特許権の両立というのは二つの権利が発生したという事態を招くようなことが起こつては、わが国の特許庁は国際的な權威を失墜するばかりじゃなくて、私は多国籍企業からならめられるという結果になると思うんだ。そういう懸念が出てくるわけだ、これははっきり申し上げて。そういうことを含めて一体どうなんだと、具体的に聞きますよ、それじゃどうするんですか、これは。

○政府委員(熊谷善二君) 私が先ほど申し上げましたのは、法的に全面チェックをすることができないから、あるいはいつたりそういう体制にないから、今回政府提案にしておりますやうなやり方をとつたというふうな御理解されたようでございますが、そういう趣旨ではございませんので、ちよつとその点補足させていただきますと思ひます。

もともと条約上は、先ほど申しましたように、翻訳文と原文というものは本来一致しておるという前提でつくられておるものでございまして、条約の四十六条におきまして、特許になった後でそれが問題になった場合の無効の規定等が書かれて

あるだけでございます。その条約四十六条の註解というのがございまして、その註解によりまして、翻訳文だけで審査をすることができると、こういう条約の了解になっておるわけでございます。もちろん、しなければならぬというふうには書いてございませぬ。もとよりそういうケースはめつたに起きない。また、起きるはずがないという前提でつくられておるものでございまして。したがういまして、私も工業所有権保護条約におきましても、いまの部分につきまして、先生御指摘のよう、いわゆる暇疵ある翻訳文が出てきて第三者に迷惑を与えるケース等につきましては、審議会等で何らかの問題にされていいわけでございます。実務上から見ますと、そういう暇疵ある出願をするというものは、その出願者本人が大変不利をこうむるわけでございます。暇疵ある部分によつて全体が取り消されるという危険性を常にはらんでおるわけでございます。そういう意味で非常にレアケースだというふうな考えでいるわけでございます。

そのために法律上全件をチェックしなければならぬとすると方方は、私もこれは法律上妥当ではない、また、現実的でもないということを取り上げていないわけでございます。私もこの考えをしましては、審査官に対して適宜自分が気がついたときに拒絶の処分をする、行政処分をするというところになりますと、たとえばある担当官は英語に非常に詳しい、ある担当官はドイツ語に詳しいというふうなこともありませんが、この審査官によつて審査の内容に差が出てまいります。そういうことを制度として認めるわけにはまいらないわけでございます。そこで、制度として必ず見なきゃならぬケースというものを法律でちゃんと定めたわけでございます。それが公告後の異議の申し立てがあつた場合にはきちんと照合して、それによつて拒絶処分をするなり処分決定をする、こういうことを法律で定めておるわけでございます。

待つて初めて拒絶するという部分を削除するようというのが先生の御趣旨のように承りました。が、もしそうなりますと、法律上は全件をチェックしなければならぬことになるわけでございます。これはもともとと原文に返つて、原文を中心とした審査にならざるを得ないわけでございます。これは諸外国がどうやっているかと申しますと、そういう原文と翻訳文を照合して、常に照合するというところで法律上明定している国は、先ほど御説明しましたようにございませぬ。私も判断しましては、そういうことはする必要がないというふうな考えでおるわけでございます。これが第一点でございます。

それから第二点は、先生御指摘のよう、異議の申し立てがなかつた場合には、それがそのまま特許になるでしよう、他方にいわゆる暇疵ある部分と申しますか、第三者が同じような権利を持つておる場合が発生するのではないだろうか、つまり、ダブルパテントの可能性があるのでないか、こういう御指摘だろつと思ひます。それは確かに理論的にはないとは言えないと思ひます。しかしながら、暇疵ある特許を持つておる人がこの権利を行使しようと思へば、直ちにこれは異議の申し立てあるいは無効審判の請求で消されてしまふわけでございます。これを行使しようと思つた場合には必ず対抗措置をとられるわけでございます。同時に、それによつて損害が発生した相手方は、無過失賠償責任を要求するでございます。それは受けなければなりません。また、将来にわたつて常に無効審判の請求を受けるうじやない、こういうものは実際には使えないことになつて、こういうものは実際に使えないことになつたが、つて、実害はないというのが私どもの考えでございます。

○対馬孝且君 どうもやつぱりぼくはいまの説明聞いても納得できないけれども、これははっきり申し上げて、これは特許庁のアンケートをちよつと私読ましてもらつたんですが、改正法の百八十

四條の十四で原文と翻訳文との不一致に關し異議申し立てがあつた場合に關するといふことについてどう思ひますか、というアンケートをとつてますね。これを見ますと、この条文に反對するといふのが三六・七％あるんですよ。それから、実務上やむを得ない面もあるが、法定化は望ましくないといふ答えたのがたしか四十六、七％あるんだ、八二％以上あるんですよ。これ、なぜ、こういう特許庁の實際業務に携わつてゐる方のアンケートの答へが出るかといふことは、長官、大事なことはそこなんだよ、私の言つた。そういう問題は、審査官の権限、それからチェック制、それは公平の原則に反するといふんだ、ほくの言ひたいのは、それが逆に、さつきから何回も言うやうだけれども、あなたは諸外国にそういうこと義務づけがないと言ひけれど、日本のようにたゞし書きつけているところ、どこにありませんか、反論しますけれども、日本のように異議の申し立て以外にないという、國際的に義務づけたところ、どこがありますか、あなたさつきないで言つたでしょう。

そういうことからいけば、私は次のことを言ひたいんだが、結果的には多国籍企業の連中が、それじゃ全く外人のпатентゆゑに保護されて、日本のものが逆に保護されないと、こういう結果になるんじゃないですか、どうですか。具體的に言ひますよ、それじゃ。巨大な多国籍企業を持つ各國の法制をよく研究してみましたが、これは、恐らく彼ら多国籍企業といふのは、こういうことは十分に検討してありますから、どつかに抜け道がないかといふことを彼ら多国籍企業といふのは、ロッキード事件が起るくらいだから、ありとあらゆることをやつてますよ。その前にはつきり言つて抜け道の穴といふのが、いま私が言つたやうにあるんじゃないですか。現に日本の國內法でつくつちやうといふことになりませんか、先ほど言つたやうに。結果的に、チェックもできなければ、出てきたものをそのまま認めていくという審査制度になつておつたら、外人の多国籍企業に分だけばほとんどんこれは認めていく、こつちから

出るものは逆に厳しくやられると、こういうことになつたんじゃない、これは私は全くこの法律を立てたことにおいて逆に多国籍企業を十分保護して、それで國內企業を逆に圧迫する、國內中小企業を圧迫するといふ結果になるんじゃないですか、どんなうまいこと言つたつて。私は、その点から言つてもこれは問題があるんじゃないか。逆に、多国籍企業に悪用される機会をこの法律によつてつくつてゐる、國內法によつてつくつてゐる、私はこういう点、指摘したいね、はつきり申し上げて。

それからもう一つ申し上げます。もう一つの問題は、ここが大事な点だけれども、異議の申し立てを待つて、かつ翻訳のチェックを行う制度が残されてゐる、百八十四條の十四の括弧書きであります。異議の申し立ての趣旨が、本来審査官の事前チェックがあり、チェック漏れをしたものについて異議の申し立てによつて補完をしていくといふのが、これが常識だね、法律から言つて。ところが、逆にこれは今回の法案の立て方からいけば、そういう異議の申し立てをしないと、でなければ、そういうことが認められないといふことになれば、これは逆立ちしている。といふふうに私が言ひたいのは、中小企業あたりがもし異議の申し立てをしたと。調査能力ありますから、これは實力がありますか、はつきり申し上げて。こういう状態が、異議の申し立てといふことは、逆にこれをうたつたことによつて、中小企業のそういうあれを全部オミットしてしまつて。逆に言ふならば、全部除外してしまふ。こういう結果になつてしまつてゐるんじゃないかといふことを一番やつぱりわれわれは心配するわけだ。現実またそうなるんだ、聞いてみたら。そこあたりをやつぱり今日の問題がある。こういう点を含めて、どういふふうに考えますか。

○政府委員(熊谷善二君) 先生がしばしば御引用になります、多国籍企業がこれを利用するんではないかといふお話でございますが、冒頭申し上げておりますように、現在外国人が日本向けの出願をいたします際は、たとえばドイツ語で、まあ本國で権利を持つてゐる、これを日本側に出願する場合に、まずそれを、ドイツ文を日本文に直しまして、で、日本語になります。それをさらに今度は別の人にドイツ文に直しただいて、もとのドイツ文と合つてゐるかをチェックすると、こういうやり方をとつておるのを通例でございます。これはなぜそれほど厳密にやつておるかと思ひますと、日本に出願して権利を取りたいと、それが大事なものであればあるほど、そこに瑕疵ある部分があつた場合には本體まで全部無効にされるおそれがあるからでございます。私は、今回のようなケース、まあ不一致のケースといふのは、重要な案件であればあるほど、厳密に不一致がないやうに出願者の方でチェックをして出願するといふのが、まず前提として考へておいていいんでないかと思つておるわけでございます。

で、もし仮に、そういうたゞ股ある部分があると思へば直ちに先ほど申しましたやうに異議の申し立てであるいは無効審判で取り消されるという對抗措置がとられるわけでございますから、それは實際上は使えないことになるであらうというのが第一のお話でございます。

第二の、異議の申し立ての際に中小企業の方が費用の点で困るではないかといふ問題でございますが、異議の申し立ては、今回のケースは翻訳文と原文が合つてゐるかどうかと、ある部分につき間違つておる点があるといふことでございまして、これは、発見の中身についての議論よりは、原文と翻訳文のチェックでございますので、チェックそれ自身は比較的その部分につきましてはたやすくできる問題だと思ひます。したがしまして、私も、発明協会等が紛争処理もいろいろやつておるわけでございますが、紛争処理機関が活動をやつておりますが、その実例等をもとに、発明協会とも今後の中小企業の方々に對してどういふ措置ができるかといふことを相談しておるわけでございますが、翻訳問題についての相談は十分対処

でき、費用も少ない、おむね五万円以下の状態で相談に應ずるといふことができるであらうといふふうに考へております。この異議の申し立てがございしました場合は、これは審査官が内容についてチェックをいたしまして、これは法律的に義務としてチェックをして査定をするわけでございます。すので、後はその手続に従つて処理されることになるわけでございますが、異議申し立てそれ自身は比較的手軽に処理できるというのが私どもの判断でございます。

○對馬孝且君 それじゃ聞きますけれどね、どうなんですか、審査官の手でまあチェックした方が公正にやれる、あるいは、このチェックがふえたほどよいと思ふんですけれども、こういう見解についてあなた方はどう考へるか、審査官が非常にチェックする機会が多いと、そういうことがかつて非常に公正に扱われる、また、このチェックがフィルターの多いほどよいといふ、こういうふうなわれわれ考へるんだけれど、この点あなた方はどういふふうな考へるのか、政府として。

○政府委員(熊谷善二君) 審査官が気がついたときにチェックをするといふやり方を私も法律の制度としては取り入れないといふことを先ほど申し上げておるわけでございます。それで、異議の申し立ての場合に限るといふこの規定を削除した場合に、冒頭申しますやうに、全件について審査官がチェックをするといふことに法律上なるわけでございますが、この、だれがやつた場合により公正かといふことにつきましては、これは審査官が一律にやるといふやうな場合はそれはそれなりの公平さは担保できると思ひますけれども、この全件チェックにつきましては、先ほど来申し上げておりますやうに、法律の制度として取り上げることは私どもはできないといふのが現在の判断でございます。なぜかと申しますと、現状ではそこまでのことをやる必要はないといふのが私どもの判断だからでございます。で、たまたま審査官が気がついたときはどうするかは、これは法律の問題ではなくて、運用の問題であるといふ

ふうに考えておるわけでございまして、運用上それに対して情報提供等によりまして、このたまたま知り得たことにつきましては活用してまいりたいというのが私の考えでございます。

○対馬孝且君　あなたはこの間、衆議院のわが党の中村先生の質問にお答えられましたね、いまあなたが運用の問題だとおっしゃるから言うんだけれども、運用運用と、こう言うんだだけだね、私が聞いているのは、より審査官がチェックすることは公正の機会が保たれるんじゃないかと。すぐあなたは全部と、こう言うんだよ。全部であるとかないとかより、とにかく公正さを期すということ、審査官のチェックの機会が多かったらいいんじゃないですか、これ。どうしてだめなんですか、これが。あなたは運用と言うけれども、運用で逃げているんだ。だから、運用をさせるというのであればなぜきつとこれ法律にうたうことができないのかと、そこがポイントなんだよ、私の言う。あなたは運用、運用と言うのは、私の言う、じゃああなたは行政的指導の限界というのはあるじゃないですか、そんなことを言ったって。だから私は、公正さを期す必要があるんだと、この問題については、公正さを期すために運用ではだめなんだと、やっぱり運用の問題でなくて法律的にこれをきつと改正する必要がある、法律にうたう必要があると私は言っているんだよ。あなたは運用だ運用だと言うんだ。運用というのはいくらも限界があるんじゃないですかというんだ、私が言いたいのは、あなたは運用でやるって言ったわけでしょう、公正さを期するために運用でやりたわけ、こう言っているんだ。それをなぜきつと法律的にうたうことができないのかというところがポイントなんだよ。これどうなんですか。

○政府委員(熊谷善二君)　先ほど来たたび申ししておりますが、気がついたときに審査官が措置をするということ、私どもがむしろ制度として見た場合には、別のいわゆる恣意性と申しますか、恣意に流れると申しますか、どういふ事情によるかわかりませんが、たまたま気がついたものにつ

いてだけは、この原文、翻訳の不一致を理由として拒絶査定をします、こういう行政処分を行うという点が、そうでないものとの比較において公平さを欠く、審査が恣意に流れる、こういうことでとり得ないということをお願いしているわけでございます、これは行政処分でございます。それは異議の申し立てあるいは無効審判を請求して、その権利を取り消すための情報提供をございまして、運用でできることはその限度においてしかできません。現在におきまして、公報をございになりますと、その公報に掲載しました案件の査定の経過が書かれております。この案件にはかくかくの先行文書を調べましたということが公報に掲載されております。それと同じように国民に対するサービスとして、不一致の部分がございますよということとそこを掲載をするということでございます。掲載したいというふうに考えているわけでございます。

○対馬孝且君　この問題、いふんやりしましたけれども、あなたの考え方は、私は少なくともPCT条約に加盟することにおける審査官の権利だけを言っているんじゃないかと、私はむしろ先ほど来言っているように、日本の今日の経済情勢の中で加盟することに意義があると思うならば、どうしたら発明の機会を与えて、そしてこれが国際的に認められて、そして企業が生き延びていくという、そういうわれわれの日本国民としてのつまり保護、優先的に扱われるというところに加盟する意義がある、あなた方は言うわけだ。言うならば、やっぱり実態がなるようなことを法律改正しなければ意義ないじゃないかと、この点を私は基本に言っているわけですよ。それにしても、どうも審査官の権能というものを最初から放棄をさして、そして事前のチェックというものをさっぱり異議の申し立て以外認められないと、こういう制約をすることにおいてそういう目的意識と違った結果に、法律改正になっていくんじゃないのかという点についていふんやりしましたけれど

も、あなたは先ほど来そういうことを言っているでしょう。私はもういまだに長官の答弁を聞いて、これは納得できない、率直に申し上げて。これは私としては率直に申し上げるが、わが党としても何回も申し上げるようですが、このただし書きをこの際削除すべきである、こういう見解を私はこの機会に明らかにしておきたい、こういうふううに申し上げます。

そこで、あなたはこの受け入れ体制のことで先ほど言っていることがどうも納得できないから私は申し上げますが、先ほど申し上げたんだが、特許庁のPCT受け入れ体制のときに、五十年の当時の齋藤長官が国会のここでも答弁しているんですよ。これに加盟するために準備態勢が必要だと、そのための受け入れ体制をちゃんとつくり出すと、こう言っているんだ。これはわが党の竹田議員の質問に答えていますよ。これはどうなんですか、受け入れ体制は、いまの聞くと、加盟するということを選択してないながら、内部の特許庁の体制はさっぱりできていない。あなたがどうなんうまいこと言ったって現実はどうなんといううんだから。現実には七カ国語も語学できる者もないし、その職員の配置をするために、あなたの答弁聞くと、十年もかかると、こう言っているわけだ。それじゃこの条約に加盟する目的意識というのはいまの段階で加盟していくというのはおかしいじゃないかという意見が出るのは当然じゃないですか。だから、この点どうなっているのですか。当時の長官はあなたにかわったからといって、いま私じゃないって逃げたって、そんなもの理屈でないよ、これは国会で附帯決議になっているから。

○政府委員(熊谷善二君)　PCT加盟は私どもの悲願でございまして、今日まで種々準備を進めてきたところでございます。五十年に庁内のPCT委員会を設置いたしました、法律の問題あるいは実務上の問題、条約上の問題をこのPCT委員会におきまして約九十回ほど議論をいたしております。その結果はそれぞれ審査官にも流し、いろ

いろの意見を聞き、今日までまいっておるわけでございます。そういう過程で別途工業所有権審議会、御審議賜って、今日の法案の基礎となります。答申も出していたわけでございます。実務面におきましては、五十三年度におきまして特許協力条約の設置が新設を認められております。で、海外から参ります出願につきまして、それからまた日本から外国に出るものにつきましては、このPCTの特別に設けました室におきまして処理する、いまその要員の訓練その他いろいろ実務上のシミュレーションテストを行っております。十月までの期間に十分業務の開始ができるように私どもとしては自信を持っています。準備を進めているわけでございます。各審査部等におきましては、このPCT加盟に備えまして、私は、先ほど来申し上げておりますように、いま政府原案で御審議を賜っておりますこの仕組みによりまして、PCT加盟は十分受け入れ体制は完了しているというふうに申し上げたいというふうに考えております。

○対馬孝且君　それじゃ、具体的に聞きますけれども、次の四点について具体的に回答をお願いします。あなたはPCT加盟の体制は整っている、完了している、こうおっしゃるのだけれども、それだけの体制完了が整っているのに対して、どうしてきつとできないかという、私はいまだに非常に矛盾を感じておるのだけれども、あなたはいみじくも私に対して言ったことは、いや、どんなことを言ったって、これいまだ数年ではとても体制はとれません。やっぱり国際的な条約加盟の体制をとって世界七カ国に対応する審査機能というものを充実するためには、やっぱり相当の年数かかりますと、それから人員も補充しなければなりません、ただ人をふやすだけではないとあなたは言っているわけだ。それ相当なやっぱり機能あるいは体制がとれるような人的配置をしなればなりません、こうあなたも言っているんだ。体制が整っているならやればいいじゃないですか。

か。体制整っていないからいまだ問題になつてゐるんじゃないですか、結果的には。そういう点からいくと、この前の附帯決議——五十年三月の附帯決議を見ますと、このときもこれ議論されてゐるんですが、たとえばPCT受け入れのための審査官、審判官、それから事務系職員の増員、こういう問題が具体的にどうなつてゐるんですか、これが第一点。

第二点目は、このPCT受け入れに対応する特許庁の機構の新設、改組、こういった問題を含めて検討することになつてゐるんですけれども、これが一体どうなつてゐるのか。

三点目、それからPCTに必要な特許の文獻、図書等の資料整備、こういった面は一体どういふふうになつてゐるのか、これが三点目。

それから四点目、審査官、審判官の待遇改善、研究の強化というような問題で、これはもちろん附帯決議になつておりますが、こういった問題の具体的な待遇改善等を含めてどういふふうになつてゐるのか、この四点についてひとつ具体的に伺ひます。

○政府委員(城下武文君) それでは、いまの御質問に対してまず第三点の文獻問題から先にお答え申し上げたいと思ひます。

いまの先生が御質問の御趣旨は、PCTに日本が加盟いたしましたので、当然私もいたしましては国際調査機関になることを予定してあります。その場合に国際調査ができるだけの文獻を、文獻整備と申しますか、そういう体制を日本がもう整えておるかどうかという、こういう御質問かと思ひます。実は、そのような文獻につきましましては、今後のPCT条約の中で三四・一という規則がございますが、その中で、どういふような文獻をそろえるということが書いてございます。その規則はどういうことかと申しますと、世界の主な国々の特許文獻を大分前にさかのぼりまして、約五十年前でございすけれども、一九二〇年でございす。いまから申しますと五十七、八年前でございす。前々にかのぼつて全部そろえな

さい、それを見ながら審査しないといふ、こういうことになつております。そういったような文獻が日本にそろえられるかどうか、そろつてゐるかどうかという、こういう御質問かと思ひます。

で、まず結論から先に申し上げますと、そういった国際調査を行う際に見る文獻はいま申し上げたような文獻でございす。そういったような文獻の整備は、すでに実質的には完了してあります。

それでお、内容について詳しくちよつと御説明申し上げますが、そういった文獻の中には、当然のことでございますけれども日本の文獻も入つております。日本のそういった、たとえば日本特許庁から発行されております日本特許公報であるとかその他の日本の文獻でございす。これはすでに日本の特許庁の審査官のファイルに現在全部組み入れられてあります。

それから問題は、外国の特許文獻でございす。外国の特許文獻は、これはすでに資料館におきましていわれる原本と申しますかものと文獻、要するに外国の特許庁で発行されましますものと文獻、これを原本と呼んであります。もとの文獻は外国の資料館においてすでに整備されてありますが、その中で一番利用頻度の高いものは、一番よく私も特許庁内で使ひますが、アメリカの明細書を一番使ひわけでございますけれども、アメリカの明細書につきましては、特に、一九六二年でございすものでいまから十五年くらい前でございす。そのものにつきましましてはすでにこれは審査部の方の資料室の方に整備してございす。したがつて、すぐにも見れるようになってあります。

それから問題は、そういったような外国の特許文獻でございす。やはり非常に見づらいものでございす。それから、何とか見やすいような工夫をしようといふこと、何とかが見やすいような工夫をしようといふこと、過去二回にわたつたものを整備いたしております。これも現在ほとんど完了してございす。現時点におきまして、いわゆる文獻につきましましてはその調査が十分できる状態になつてあります。

以上が文獻に対する現在の整備状況でございす。

○政府委員(勝谷保君) PCT加盟に対応いたします機構、定員、人材養成等についてお答えを申し上げますが、機構の整備につきましては、PCT加盟を含めまして国際化に対応いたしますために、四十八年度に実は国際問題担当調査官を設置いたしました。そして翌年の四十九年度には、総務課に制度改正審議室を設置いたしまして、PCT等の国際条約批准に伴う国内法の改正につきまして調査、審議及び立案を担当させました。さらに五十年年度にはPCT・TRT担当調査官を新たに設けまして、PCT加盟に伴ひ必要となり事務処理、審査及び資料管理の各体制の整備について検討をいたしてあります。さらに五十二年度におきましては、出願第一課にPCT事務処理準備班を設置いたしまして、PCTの受理官庁業務を処理いたしますシステムにつきまして準備を進めましてあります。そして五十三年度の予算におきましては、国際出願の処理業務を円滑に行ひますために、特許協力条約室を十月一日から開設することにいたしてあります。

次に増員でございす。諸外国に比べてその水準が低いことは御指摘のとおりでございますが、逐次国際的な水準に近づけますために、職員の増員は通産省の中でも最も精力的にふやしてゐるものでございす。四十七年度から五十二年度までの間に、特・実の審査官が百二十七名、事務系が百二十名ふえてあります。五十三年度予算でも特許庁全体で五十一名の増員を見ているところでございす。

なお、このような国際化に対応いたしました海外派遣職員の増加を図つてございまして、中央機構でございすWIPOにも二名、シエトロにおきまして五十三年度におきましては念願でございすしたジュネーブの特許アタッシュも目の目を見ることができまして、さらにWIPOにも新たに長

期派遣が可能になるような予定でございす。さらに、全体として国際対応性を確保しますために、庁内の職員に対しての人材養成を図りますために、内部の研修、さらには外部の委託研修を実施いたしまして、語学等の充実に努めておるところでございす。

○政府委員(熊谷善二君) いま申し上げましたように、私どもとして最大の努力を払つてきたつもりでございますが、もとより体制の整備に万全を期すためにさらに引き続き努力をいたしたいと考えてあります。

ただ、一言先ほど私が申し上げましたことにつきまして申し上げたいのは、先生が先ほど御指摘になつてあります全件チェックを前提として体制をつくるということとは私どもは考えていないわけでございす。その必要がないと考へてゐるからでございます。私どもは国際的にも認められております現在のシステムの上に立つて、受け入れ体制の準備を図つておるわけでございまして、その準備状況はたゞいま申し上げたとおりでございますが、今後引き続きなお努力いたしたいと思へてあります。

○対馬孝且君 時間が参りましたのであれですが、まだたくさんあるけれども、いまあなたから答弁ありましたけれども、たとえば庁舎の面積だつて、これは私資料持っておりますけれども、話にならないでしよう。審判官一人当たりの執務スペースは、どんなふうになつてゐるんですか、端的に言つて、国際的にどうなつてゐるのか。日本が一番低いでしよう、話にならぬでしよう。

○政府委員(熊谷善二君) 庁舎のスペースは、日本の場合が二万八千平米でございす。アメリカは六万二千平米、西ドイツは三万七千平米でございす。各国に比べてまして庁舎スペースが非常に低いことは私も遺憾に存じてあります。

○対馬孝且君 時間がないから、いま具体的に挙げようと思つたんだけど、人的問題だつてこれ話になりません。ただ言葉ではあなたはずいぶん体制ができていますとかなんとか言つてゐる

が、いま庁舎一つ挙げたってこれだけのスペースの違ひがあるんだよ。何にもできないんだよ。言葉で全部できたと言ふけれども、何ができていないんだ。この前も五十年にこの本商工委員会の一行で特許庁を見に行ったことがある、私も行ったけれども、その後何らあなた変わってないですよ。この間も私、一週間ばかり前に行ってきた。こういう問題だってたくさんあるんだよ。言葉では体制整備と、いま条約加盟のときだからそんなことを言っているけれども、端的に庁舎の問題一つ挙げたってこれだけの、国際的に一番低いんだ。人的問題も、機械的な配置もあなた全部そうですよ。こういう中でやっぱり加盟はした限り、言葉だけの問題じゃなくて、本当に加盟をするに於いてのメリット、それから体制、そうしてさっきから何回も言うように多国籍企業は優先をされて国内中小企業はそれが保護されない、その機会が与えられない、あるいは審査官の権能というものは全く法律的に放置される、こういうやり方についてはもう一回やっぱり見直して基本的に考えてみると、あなたは運用だ運用だと言ふけれども、運用だけではこれは現実に救われぬ、はつきり申し上げて、そういう点でわれわれは修正すべきだと、こう言っているわけですよ。

いま一度この問題について、大臣にひとつ二点ほど伺います。

こういつた体制整備について、これから加盟をする限り担当の通産大臣としてどういう体制をとるかというところが第一点。

第二点、先ほどから申し上げました、少なくともそういった目的に向かってやるとするならば、審査官の権能は全部当然チェックその他を含めて与えられるべきである。また、そうしなければこのパテントの保護が認められない、こういうことになるのであって、ああいうたし書き問題を含めて、よくは本当に運用の問題だけでなく、これからの問題としても法律的にやっぱり検討を加えていく必要があるんじゃないかと、こう

考えますがいかがでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 条約加盟問題、それから条約加盟に伴う国内法の整備、これは過去数年間の特許行政の最大の課題でございまして、そのために先ほど来質疑応答がございましたような幾つかの準備を進めてまいりましたが、御指摘のようにこれで完璧かといふと、まだまだしななければならぬ点が幾つか残っております。特に庁舎の問題は、これは事務処理をスピーディーにするために、ぜひ新しいものをつくる必要があらうと思っております。入れ物だけつくりましても能率は上がるというわけじゃありませんが、その第一条件だと心得まして、明後年中にはりっぱなものをつくり上げたい、そして能率的な運営をしていきたい、このように準備をしておるところでございます。

○馬場富君 最初に、長官は条約の關係で近日その關係會議に出席されると、こういうことを聞いておりますが、その日程と目的を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) 先ほど申し上げましたが、四月十日から十四日までジュネーブにおきまして、第一回PCT同盟總會が開かれておるわけでございまして。私は国会の御審議を賜つておる現状でございまして、国会の状況がもし許すならば、この會議に出席をしたいと考えておるものでございまして。

この會議の議題は、第一は日本にとって必要なものとして、日本特許庁を國際調査機關あるいは國際予備審査機關として選定すること、この總會で認めていただきたいと考えておるものでございまして。これが、第一の問題。

第二の問題は、國際會議の議題として、いつから業務を開始するかということとございまして、恐らくこの六月一日から業務を開始すること、この總會で決定されるであらうと思ひます。日本としましては先ほど来申し上げておりますように、十月一日から受け付けを開始したい。四カ月のギャップはございしますが、今年中に確実に実行

でき得る体制になったということを私はその會議で、もし許すならば説明をしたいというふうに考えておるわけでございまして。これが特許協力条約を過去十年間にわたつて各国間で協調のもとでつくつてまいりました日本の國際的な責務であるというふうに考えておるものでございまして。

○馬場富君 いま長官の説明によりますと、今回の國際會議の出席の場合に、やはり条約の日本での推進状況を説明したいと、こういう内容があると思うわけでございしますが、これは大事な一つの目的である、こう思ふわけでございまして。それが、特許庁においてPCTの加盟についてはいろいろから考えられたかということです。そういう点について非常に、これは先ほど来質問の中でもありますように、大きい意味を持った条約加盟である、こういうようにわれわれは考えておるわけですよ。そういう点で、この法案の提出やこういうものがなぜ國際にこういうようなおくれた状況になつて提案されたか、こういう点にひとつ大きい私は疑問を持つわけですよ。この点をしっかりと御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) この數年來、このPCT条約がいつ発効するかというところにつきまして、國際的な合意はもとよりなかつたわけではございまして、当特許庁といたしましては五十三年中に発効するものと予想いたしまして、今日まで準備を進めてまいつたわけでございまして。一年前のいまごろは、まだ特許大國中のこの條約に入つておりましたのはわずかに西ドイツとアメリカ、二カ国でございまして。その後、フランス、イギリス、スイス、ソ連という特許大國が續々加盟をしたわけでございますが、なぜこのように急テンポに手続が進んできたかということにつきまして私なりの解釈が、昨年のWIPO—これは國連の世界知的所有權機構と申しますが、これは所有權に關します専門委員會におきます實質上の年次總會がございまして、そこで各國の取り組み方につきましての前の向きの姿勢がそれぞれうかがえたということによりまして、準備が急がれたということが

一つあらうと思ひます。

それからもう一つは、やはりヨーロッパ特許條約が昨年の十月に発効いたしました。ヨーロッパ特許條約の発効も本年の六月一日、つまり先ほど申しましたようにこのPCTの業務開始の時期と同じ日にこれを活動するということが予定されました。こういった國際的な動きの中でこのPCTの発効期日が急がれたものと考えております。当初見込みからしますと、數カ月短縮された感じではございしますが、私どもは過去數年間、この本國會で御審議賜つて加盟をするということを目標にしてまいつたものでございまして。

○馬場富君 長官の説明もわかりましたけれども、いままでやはり日本の國會の審議の中で、先ほどの質問の中にも出ていましたけれども、PCTについてのやはり論議がかなりなされておりますし、政府側もこれに対する積極的な加盟というところを表明しておるわけですよ。そういう点についていろいろな客觀情勢はあつたにしても、私はいまの國際會議の状況からいって、やはりこの点についてはおくれをとつておるというように私は非常に大きい疑問を持つわけですよ。この点だけどうですか、しっかりともらいたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) 私もPCT同盟に基づきます業務開始が本年六月一日にかかわらず日本がこの十月一日、ギャップが出ておることにつきましては大変遺憾に存しておるわけでございまして、できることならば各國と歩調をそろえて実施をいたしたいと、かように考えておるものでございまして、この点、今後そういうことのないように十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○馬場富君 特にその点は、今回のこの委員會の審議に当たりまして非常に、もつとも結局重要法案だけに審議期間をかけたという意見が委員の中にもたくさんあつたわけでございまして。そういう点で、私は特にその点のやはり政府の手の打ち方の遅かつたことについて、私は非常に責任を強く要望しておきます。

じゃ、次の質問に移ります。

このPCTとパリ条約とのひとつ関係性を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) 従来はパリ同盟条約に基づきますルートで外国出願がなされたわけでございますが、このPCT条約に加盟いたしましたも、出願者にとりましてどちらを選ぶかは出願者の自由な選択に任されておるわけでございます。他方を排除するものではございません。

○馬場富君 それでは次に、このPCTが現在のこのような形にまとまった発端と経過について、説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) このPCT同盟条約の発端は、一九六六年にアメリカが国際会議の場で提案をいたしました、各国の特許庁が同じ案件につきまして重複してそれぞれ審査をしておるというこのむだを何とか排除できないかと、こういう提案がなされました。その後、先ほど申しましたWIPOにおきまして国際会議が持たれました。この一九七〇年に国際会議の場で三十五カ国によって採択された、署名されたわけでございます。その間各国の間においてしばしば会議がございました。今日までの約八年間の間、それぞれの国はこの加盟に向けて、国内法の改正あるいはその他の準備を重ねてきたわけでございまして、日本もこれに向けて努力をいたしましたわけでございます。

以上でございます。

○馬場富君 この点につきまして特に強くみんなから言われておるのは、西欧諸国が対アメリカの作戦のそういう問題等があるために、この発端が非常に大きいんじゃないかと、こういう点があるわけですが、この点はどうか、このようにうかがいます。

○政府委員(熊谷善二君) そのような機運が当時あったことは確かだと思ひます。

○馬場富君 じゃ次に、昨年EPCですね、ヨーロッパ特許条約の問題が結ばれましたが、これとPCTとの関係を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) このPCT条約加盟の国民等が出願をいたします際に、PCTルートで、さらにEPCを指定国にする、こういうことが可能でございます。またもちろんこのPCTのルートを使わないで、直接EPCルートに出すということも可能でございます。先ほど来御指摘の、従来までのパリルートと三本のルートがここであるわけでございまして、それぞれ出願したいと考えるそれぞれの相手国によりまして、そこは出願者が判断をするということになるわけでございます。

○馬場富君 この条約の前文の中に、開発途上国の発明保護を促進し、開発途上国に技術情報提供を容易にすることが一つの目的であると、こういうふうにならわれておるわけでございまして、これは具体的に条約にはどのように入れていますか。

○政府委員(熊谷善二君) いま先生御指摘のように、この条約は手続の統一化というほかに、開発途上国に対する協力という趣旨が盛り込まれておりまして、一つはこの制度の新しい制度として、この国際予備審査制度、これは条文中にいきますと、条約三十一条 第二章でございまして、この予備審査制度はそもそも開発途上国におきます審査官の不足、あるいは質の問題等々ございまして、いろいろ出願審査が公正に行われたい点もあるという声もございまして、開発途上国の審査官がこれを利用し得るような形でこの予備審査レポートというのを活用してもらいたい、こういう考え方で創設されたものでございまして、

で、国際予備審査レポートというのは、その出願が新規性があるかあるいは進歩性があるか、あるいは産業上の利用可能性があるかといったことについての判断をそこに記載することになっておりまして、その判断を見て開発途上国の特許庁はそれを参考として処理をする、こういう意味で一つの開発途上国に対する効果を持つておると考えております。それからもう一つは、第四章に「技術的業務の提供」という章がございまして、ここで書いておりますように、国際事務局が技術情報等

を開発途上国に提供し、協力をすると、こういう考え方でございまして、具体的には、いざれ計画は技術協力委員会等で、この同盟条約の中での技術協力委員会が具体的な計画が設定されるものと思ひますけれども、中身はたとえば開発途上国に対して審査官の派遣あるいは特許情報提供あるいは開発途上国におきます特許法制に対する協力と申しますか、立案協力といったようなことがその中身になろうかと考えております。また、開発途上国におきます審査官の研修を先進国の方でそれを受け入れるというふうなこともその中身になろうかと思ひます。

以上でございます。

○馬場富君 本条約と在来からのルートとの相違の主要点をちよつと説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) まずは国際出願という新しい制度ができることによりまして、一つの出願で複数の国に対して出願ができる、かつそれが日本語で行えるという点が従来と非常に違っている点でございまして、従来はたとえ三カ国出願しようと思えばそれぞれの国の国語でそれぞれの様式、それぞれの手続で手続をしなければならなかったわけでございまして、今回はたとえ日本人の場合には、日本語で出願をいたしまして、希望する国を願書の中に指定国で受理され、それでもってそれぞれ希望する指定国で受理された形になるわけでございまして、まず手続面での統一と、それから手続の容易化が行われるというところが第一でございまして、

第二は、国際調査ということがこの条約で記載されております。国際調査では、その出願にかかわります先行文献としてどういふものがあるかというのを調査するわけでございまして、それをレポートの形でまとめて相手国の方にも送られるわけでございまして、出願者にもそれが送られることになっております。そうしますと、出願者はこのまま相手国に出願を継続いたしましたとしても特許がとれない、こういう判断をいたします場合がある

らうと思ひます。その場合は、この国際調査のきた段階で出願を取り下げることによりまして、むだな経費を使わなくても済む、こういうことになるわけでございまして、経費の節減が行われるということになると思ひます。費用の問題等につきましては、従来ルートに比べて費用が多数になる場合には明らかにPCTの方が有利であるという計算がございまして、国数が少ない場合には、従来のパリルートを通じての出願で済むというケースが多からう、それぞれ出願者のケースによって違ふかと考えております。

○馬場富君 実は相違点の中で、いわゆる繰り延べの問題が出てきますね。そういう点についてのメリットはどのように考えていますか。

○政府委員(熊谷善二君) 従来パリルートにおきますと、優先権主張を伴う出願につきまして十二カ月以内に第二国へ出願すれば、その間に行われた出願に対しては、出願によって不利な扱いを受けることはないというところになっておるわけでございまして、ところが今回は、翻訳文の提出が二十カ月となつておりますので、従来の十二カ月に対しては八カ月延長されておると、この延長された期間を活用いたしまして、出願者が引き続き出願を継続するかどうかというところを判断する余裕がでるかと考えられますし、また翻訳に要する時間につきましても十分吟味することができると、こういうメリットがあるかと

思ひます。

○馬場富君 ここで先ほど来の論議の中で、ばくは政府側の説明が非常に明確でない、こう思うわけですが、在来ルートとこのPCTとの関係の中で、在来からある各国のいわゆる特許に対する審査、この状況というのはそのまま継続される、こういうものかと思ひますが、それはどうでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) この条約は手続のいわば方式の統一と申しますか、その限度でございまして、各国で審査する体制はそれぞれ各国に任されておるわけでございまして、ただ、条約に加盟することに伴ひまして、それぞれの従来の国内法に

いわばつなぐための必要な規定というものは必要になる場合が多いわけでございます。日本の場合もいまそういう規定も盛り込んでおるわけでございますが、基本的には審査をどのような形でやっていくかということにつきましては、それぞれの国の判断で行うということがこの条約の基本的な考え方になっております。

○馬場富君 だから、いわゆる結局たとえばPCTルートのこの条文ができたとしても、結局はいままでの審査というのは国内法にのっとった審査の受け入れの中にこれに乗っかると、こう見てい

○政府委員(熊谷善二君) 基本的にはそのとおりでございます。ただ、翻訳文と原文の照合という問題は、これは新しい問題でございますから、それについては新しい規定が必要になってまいりますが、基本的には国内の現行法のベースにそれを乗っけていくことになるわけでございます。

○馬場富君 それでは、先ほど来いろいろな混線しておる問題の中で、私は一つお尋ねいたしますが、たとえいかなる国から出願を提案されたとしても、その審査国の、いわゆるその国の言葉によって、そしてその国のやはり法律に基づいて審査をするというふうにとつてよろしうござい

○政府委員(熊谷善二君) そのとおりでございます。

○馬場富君 しかば、先ほど来いろいろな議論されました百八十四条の十四の解釈の問題でございますけれども、これにいたしまして、原文と翻訳文の両者を審査の対象とするという、こういう考え方が一つと、それからもう一つは翻訳文のみを対象とする、そういうような問題が一つと、それからいまだ政府がとつてみえるような、こういう原文と翻訳文との違いを拒絶する場合については、第三者のいわゆる異議申請に基づいてやると、こういう三つの型があらわれるということを先ほど長官はおっしゃいましたけれども、こういう立

場でございますと、結局その国がいわゆる審査する権限というものは、その国の言葉によって解釈して審査したというものが基準であつて正確な資料であると、基準であると、こう見てよろしうござい

○政府委員(熊谷善二君) その国の言葉で権利が付与されるわけでございますので、その国に翻訳されたものが基礎になるというところで私も考えておるわけでございます。先ほど来言つておりますように、どのような国内法をつくるかはそれぞれの国の自主的な判断に任されているわけでございます。いま先生がおっしゃいましたように、三つの方法があるうちをどれをとるか、といううことにつきましては各国がそれについて自主的に判断して決めるべきものと、こういうふう

○馬場富君 じゃ、その例で各国の実情から推しまして、各国ともどの例を選んでおる方が多いか、この三つのうちの。御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) 先ほど来御説明いたしておりますように、各国の実情につきまして私ども法律を取り寄せてチェックをいたしましたもので来ておりますものは、アメリカ、ドイツ、イギリスといった国でございますが、それぞれの国の法文の中でいま言ったケースについてどう取り扱うかを法律で明定している国はございません。これは一に運用に待たなければならぬわけでございますが、この条約自身はもとと国際出願という国際的な多様な言語によって出願されたものを、各国がそれをどう受けとめるかということでございますので、必ず翻訳文の問題が出るわけ

でございます。で、翻訳文を基礎として各国は権利を付与するわけでございますので、この条約の基本的な考え方というのは、あるいは大きな流れとていくというところにならざるを得ないものと私は考えております。

○馬場富君 じゃはつきりました。そういうふう

と思う。

審査についてはその国のやはり結局条文によつてきちつと審査すると、先ほど来からの説明を聞いていますと、いわゆる外国から出願されたものについては特別の法律で審査されて、この法律だけで、国内法によるいわゆる審査についてのことは、全然あなた方は説明なさつておられけれども、そうしていくと先ほどのような大きな疑問が起つてくるわけでございます。そういう点はやはりそういうふうなきちつと説明してもらわねとみんなわかりにくいわけ

それからもう一つ、じゃしからはその出願をしたと。そういう場合には、翻訳の關係につきましては、提出者のミスがあつたとしたら、これは受け入れられる特許庁の責任じゃなくて、いわゆる翻訳にミスがあつた場合には出願者の責任である、と、こういうふうな理解してよろしうござい

○政府委員(熊谷善二君) そのとおりでございます。

○馬場富君 よくわかりました。次に、それじゃそういう立場からいきますと、このPCTが発効された場合です、こういう点が起つてくると思うんです。国際調査という問題がござい

それからもう一つは、外国よりの出願がありました。そういう場合に対して、これは非常にこの制度ができたために、先ほど来長官の御説明のよう

にスムーズな事務手続になるから、これはいままでよりも量がふえると思ひます。こういう点がござい

関については、一つはそれだけ複雑な量の多い事務量が来ると思ひます。こ

○政府委員(熊谷善二君) ただいま御指摘の点、い

な

な

○馬場富君 長官はやすやすと説明してみえますが、かなりこの事務処理については現状ですら大変だという声を私は現場から聞いております。一つは、現状が千二百人の審査官がいっぱいいると、こう聞いておられますが、五十二年だけで三十四万件が出願されておるといふことですが、それに対して一人当たり二百五十ないし三百五十件の処理が実は一人にかぶさっておるわけだ。これをアメリカあたりの状況から推してみますと、アメリカが一人当たり百七十件、西ドイツが百二十件、こういう状況でございますが、ここらあたりの数字見ましても、日本の、もうこのいまの条約が発効する以前に、日本のやはり特許事務の關係については、人的な問題等についてパンクしそうな事情があるんじゃないですか。

〔委員長退席、理事福岡日出磨君着席〕

これすらちょっと解決できぬところへもっていつて、この上乗せをしないと簡単におっしゃいますが、そんなこと、手品みたいにはできませんか。

○政府委員（熊谷善二君） いま御指摘のように、審査官一人当たりの年間処理件数はおおむね二百三十件前後でございますが、昭和四十五年に平均の処理期間が約五年と言われておりましたのですが、その後審査官の協力を得まして、最近では二年三カ月程度にこの平均要処理期間が短縮されてまいっております。それで、諸外国の例を見ますと、アメリカが平均一年七カ月、それからドイツが平均一年九カ月、イギリスが一年十一カ月と言われておりました、私どもはおおむね二年前後というところが国際的な水準と見ていいんではないかというように思っております。現在の二年三カ月というのを、さらに二年に向けて短縮するよう努力したいと考えておるわけでございます。それで、今回のPCT加盟に伴いまして起きます負担というのは、たとえば昭和六十年度におきまして日本から外国へ出願されるものにつきましては約一万件、外国から日本へ向けての出願が約一万七千件、こういう想定をいたしておるわけでございますが、この程度のものにつきましては、私ども

の現在の体制をもとにして、国内の審査に大きな支障を与えることなしに処理が可能であるというふうな考えでおるわけでございます。このPCT加盟に伴って従来の国内の処理がさらにおくれるようなことにならないようにしたいと思っておるわけでございます。

また他方、審査官の年間二百三十件というのは、諸外国に比べますと確かに多いわけでございますが、私はできることならこの平均の処理期間を低め、そのかわり、さらに一層質の向上というのを期待してまいりたいというふうな考えでおるつもりでございます。

○馬場富君 それでは加盟したならば、やはり六月あたりからこの事務はスタートさせなきゃならぬということになるわけだと思いますが、そういう点で長官は現状より推して、それじゃこの条約が実施段階に入った場合に、何人ぐらい審査官を増員すればいいかというめどを立ててみえますか。

○政府委員（熊谷善二君） 五十三年度におきましては、出願件数は千五百件程度と考えておるわけでございまして、今後これが逐次増加していくに对应いたしまして増員を図っていく必要があらうというふうな思っておるわけでございます。今後増員につきましては、いまのところ具体的に何年後何名というところにつきましては明確にはお答えできませんが、一応の計画をいたしまして、申しわけございません、具体的な外に発表できるようなものは実は持っていないでございますが、部内的にいろいろ検討はいたしております。恐らく今後五、六年の間には数十名程度の増員ということになるかと思いますが、なおひとつ検討いたしてみたいと思っております。

○馬場富君 それじゃ現状は、日本の特許の關係で滞りしておる件数というののどのぐらいあるかということ。

それからもう一つあわせて、いま初年度のことをおっしゃいましたけれども五十三年度はそれは対象になりませんよ。あなた方が法律をつくり、

この体制に乗るからには諸外国の出願等も常識として、このくらいの平均件数はあると推定の上でのこれは参加であると思うんです。そういう点についての人員予定ですよ。

○政府委員（熊谷善二君） 先ほど長官申し述べましたように、ごく内部の数字でございまして、財政当局とも十分打ち合わせをしなければなりません。出願件数は微増でございます。審査請求は大體過去の数字をもとに決めておまして、これは処理件数とそれから未処理件数のすでに蓄積されているもの等も含めましたように、できますれば二年にするとしようということを前提といたしまして、先ほど長官申し述べましたように、できずれば二年にするとしようということを前提といたしまして、数十名の人間を要求せざるを得ないというところでございまして、まだ、外部に出すほどの数字じゃございませんが、一応相当数の審査官を

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

要求する前提で検討をしておるということでございまして。

○馬場富君 いわゆる期間が二年で五十人という、それはいままでですらかなり滞りがあるでしょう。四十六万ほどあると私聞いておるわけですがね。そこへもって二年にいわゆる期間は短縮して、そこらあたりの数字は実質現実性がありますか、どうですか。

○政府委員（熊谷善二君） 毎年の人員増の問題は毎年財政当局とも協議をいたしまして決めてまいりますので、いま何年後何名の増員でやれるということをおし上げるのはちょっと差し控えていたいただきたいと思っております。ところが、きょう現在でいわゆる未処理件数というのは四十七万件前後になっておると思えます。これは特許・実用新案でございますが、年間の処理件数が今年度は恐らく二十一万件前後ということになるかと思ひますので、これでもっていま未処理件数を割りますと、大體二年二、三カ月というのが現状になつておるわけでございまして。今後このペースで私どもは今年度、五十三年度末までには、さらに

二年に近い状況にまで達することができるとは思ひませんが、このくらいのが私どもの見込みでございます。その後の問題につきましては、さらに今後のPCT等々の処理も考え合わせまして、必要な増員については十分手当てしてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○馬場富君 私の方の調べでは、この処理期間というのは、五十年には平均三年二カ月かかっていました。五十一年には二年六カ月かかっていました。だから、いま長官の言われるように、二年に短縮して、そして出願者の人たちがそういう点についてよかつたという結果になるためにも、それだけのやはり人員や体制をつくらなければ、それは口ばかりではできぬと思ひます。この点だけしかりひとつでございまして、長官も二年ということをおっしゃいましたから、私はお手並み拝見しておりますから、よろしくひとつ要望いたします。

次に、いまその点につきまして、大臣、そういう点でこのPCTの加盟につきましては、相当量の人員も要ります。それからその機構も要ります。それから技術者等についても必要だという状況が、いま長官の説明の中からも出てきております。大臣、この点についてどのようにお考えか、しつかり御答弁願ひたい。

○國務大臣（河本敏夫君） やはり条約に加盟し、国内法を整備されまして、本格的に国際化の動きが出てまいりますと、相当機構も強化し、人もふやさなければならぬことは当然でございますが、いま長官答えましたように、その方針で充実にしてまいりたいと思ひます。

○馬場富君 次に、わが国の技術輸出事情と、最近での、たとえばアメリカとの対象はどのような比率であり、その点わかつておたら説明してもいいと思ひます。

○政府委員（熊谷善二君） 日本と外国との間の特許の出願の交流の状況をちょっと申し上げてみたいと思ひます。

一九六六年に、アメリカと日本との出願状況を見ますと、日本からアメリカへ出ましたのが約二

千五百件出願がされております。アメリカから日本に参つてた出願は一万二千件程度でございます。これが十年後の一九七六年、つまり昭和五十一年におきましては、日本からアメリカへ出た出願が約九千四百件ですから、一万件弱。アメリカから日本に向けての出願が一万一千件でございます。アメリカはほぼ横ばいあるいは微減という感じで、十年間こういう状況でございますが、日本は二千五百件から約一万件近く出願が伸びているわけでございます。

同様な状況は、西独について見ますと、一九六六年におきましては、日本から西独へ出ました出願件数は約千六百件でございます。西独から日本へ参りましたのが約三千五百件で、日本の出願件数が西独からの約半分ぐらいであったわけでございますが、その後十年後の一九七六年におきましては、日本から西独へ出ておりますのが約四千七百件、西独から日本へ参っておりますものも約四千七百件で、ほぼイコールな状況になっております。

イギリス、フランス等々を見ましても大体同じような傾向がうかがえます。この間、この十年間におきまして日本からの外国向けの出願というのは、特に先進国向け出願は非常に伸びておるといふことが明らかだと思ひます。

○馬場富君 いま長官が言われたのは、出願量のことです。私がいまここで調べておるいわゆる技術輸出の問題につきましては、アメリカと日本との対比は四十三対一です。それからフランスとは六対一で、日本の方が少ないわけです。

なぜ私がこんな技術輸出事情をここで、特許の問題で持ち出したかと申しますと、PCTというの、いわゆる世界の各国が特許等についてスミーズな方向を選ぶためにこの制度はできたわけです。そうしたとしたら、そこにこれからスミーズにそれが行われたとしたら、いまの出願量というよりも、いわゆるここに大きい技術輸出の量が一つは対象になってくるのじゃないか。そうした場合には、先ほど質問の中にも出ておりましたよう

な、外国の多国籍企業の進出がここで相当心配になってくるのじゃないかという問題が出てくるわけです。この点について長官はどのように考えているか。

○政府委員(熊谷善二君) 外国に出願し、それが特許として認められるかどうかという問題は、やはり技術のレベルの高い低いということに重要な関係があるんだらうと思ひます。

私は、たとえばアメリカをとってみても、一九六六年にアメリカの国内で特許を取得した件数の中で、日本は一体どれくらいの件数、シェアを占めていたかというのをちょっと申し上げたいと思ひますが、一九六六年においては、外国人が取得したのは全体の二〇%でございます。その中で日本は八%のシェアでございます。ところが一九七三年におきましては、このシェアが二・八%に上がっております。これは、西独と同じようなシェアまで上がつてまいっております。西独自身におきましても同様の傾向が見られます。つまり、外国におきまして日本人の取得する特許のシェアが年々拡大してまいつておるといふことが言えるわけでございます。これは、やはり日本の産業技術の向上というものが裏づけになつてそういう結果になつていゝらうと思ひます。

もとより、このPCTに入りました際には、日本から出ることも容易になります。外国から日本に来るのも容易になる、相互交流が促進されるということになるわけでございますが、日本は、やはり産業技術のレベル並びに国際競争力がどうかと、こういうところで勝負が決まることになるのではないかと。そういう面から見ますと、いま日本は外国からこの特許攻勢という形において大変大きな問題を起こすというふうなことは、私はそれほど懸念する必要はないのではなからうか。日本の産業技術のレベルというのは、十分それに対応するだけの力を持つておるのではなからうかと、かように考えているわけでございます。

○馬場富君 じゃ次に、出願の中で、現場の実情

等をお聞きしてみますと、やはり企業の乱脈な出願が非常に多いというのが一つは問題点になつてきておるような状況も聞いておるわけでございますが、こういう点につきまして、特許出願の適正化というのがやはり必要になつてくるのじゃないか、こういう点について政府はいかなる指導をなさつておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) 五十一年から今日まで、特許庁としましては出願の適正化事業というのを行つております。このねらいは、各企業から出願をされたもののうちの約五割が拒絶になるわけでございます。拒絶されたものというのは、もし企業側で事前に先行文献等に対して調査をし、あるいはその技術内容を強化した場合に、出願しなくてもよかつたものが入つていゝるのではないかと。こういうことでございまして、もし企業側の方で事前調査等をやるならば、出願件数もむだな出願が減つてくるのではないかと。企業側にとりましても、そういった出願に研究投資を行うといつたようなことも、これはむだになるわけでございます。つまり、やはり特許管理をきちんとして各企業でやつていただくならば、こういった出願を適正化するといふことが企業にとってプラスになるのではないかと、また、それが特許庁の方にとりましても、出願のむやみに増大するということにならなくて処理がスムーズにまゐる、こういうことになるわけです。出願人にとりましても、それが回り回つて出願処理期間の短縮という形におきましてメリツトがある、こういう観点からこの事業を始めたわけでございますが、出願件数の多い上位三十社をまず取り上げまして、各企業とコンタクトをいたしまして、それぞれの企業の特許管理の実情につきましてヒヤリングを行ひまして、相互意見交換をいたしてまいつております。

私どもがお願いしておりますのは、発明の奨励に水をかけるつもりは毛頭ございませんで、発明をどんどん出して出願していただきたいわけでございますが、むだな出願があるのではないかと、それを抑制することはできないか、こういう意味で、

各企業に特許管理の励行と申しますか、拡充と申しますか、そういうことをお願いをしまひたいと思ひます。

で、この議論の中で、私ども一つの反省は、審査基準がばらばらになつておる面がうかがえる。その面が是正されることによりまして、むだな出願も少なくなるのではないかと、こういう意見も出ておるわけでございます。私どもは、いまそういう観点から基準の見直しを同時に並行してやつておるところでございます。今後はこういった三十社という出願件数の多い上位の企業、個別ではなしにそれと並行いたしまして、工業会ベールで各企業との間でこういった接触を開始してまいりたいというふうに考えております。とりわけ、各企業の競争体質に基づきますいわゆる防衛出願が防げるのではないかと、こういうねらいを持ちまして、工業会ベールで今後接触を広げていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○馬場富君 この件につきまして私どもの調べたのは、五十二年においても大手が、大企業が出願したのが一万件以上のものが四社もある。それから千件以上のものが三十四社もあるというふうな状況で、これを合計しますと七万四千になるわけです。そうすると、出願の四分の一を占めておる、こういうふうな状況ですね。そういう中で、この点で特に先ほど問題にいたしました多国籍企業の進出とあわせて、いままでの手続とか費用、いわゆる事務能力等の問題において、ここで、中小企業に非常に不利になつてくるという点が考えられるわけですね。こういう点について、多国籍企業並びに大手のこういう特許についてわがもの顔な状況とあわせて、事務手続の問題等についてかなり中小企業が不利な立場にあるという点について、是正をどのように考えているのか。

○政府委員(熊谷善二君) 特許制度におきまして、中小企業が特に不利をこうむるといったようなことは、原則としてはあつてはならないわけでございますが、もし、巨大企業がその地位を利用していたしまして不当な行為をする、たとえば実施し

たいという中小企業に実施権を与えないといったようなことがあった場合におきましては、裁定の制度がございまして、それを活用することができるとは思いません。また、大企業が中小企業に對します取引上の地位を利用しての不当な行為があった場合には、これは独禁法によってそれを是正する、あるいはまた不正競争防止法等を利用しての是正措置が可能であるのではないかと、このように考えております。

○馬場重吉 そういう点では、一つの解決策としてはいまの長官のおっしゃった点もあるわけですが、一つは、事前に内容のそういうこと等についての精選ができるような、いままででいけば閲覧室ですか、あるいは発明協会とか、日本の特許情報センター等の強化を図って、そういう点についてもやはり中小企業の人たちがそういういままでの弊害等をスムーズにできるような考慮をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) いま御指摘の点は、私も常々大変重要な問題だと考えているわけでございまして。先ほど来申し上げておりますように、全国に支部を持つております発明協会の各支部におきまして相談業務、あるいは指導奨励のためのいろいろな事業活動の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。また、全国二百二十カ所にございます全国図書館等を活用いたしまして閲覧の体制というものを今後ますます強化をしてまいりたいというふうに思っているわけでございまして。閲覧の体制の問題との関連で、必要な情報を検索するための分類の整備の問題、あるいは情報検索のシステムの開発の問題、こういった問題は、今後閲覧体制の整備と関連いたしまして、やはり強化すべき問題と考えております。この点も、御指摘のように大いに努力してまいりたいと思っております。

○馬場重吉 最後に、衆議院の要望書等にもございまして、先ほどから私も何点か指摘してまいりましたが、いわゆる特許庁の現在の庁舎並びにそういう受け入れ体制の整備や、あるいは職員の特

遇改善、あるいはいま問題になりました語学等の研修あるいは人員の増加とか、こういう諸問題について一段とひとつ強化される体制を考えていただきたいということ、あわせて中小企業等が外国に出願する場合、こういう補助金制度のもう一遍見直しということもここに言われておりますけれども、この点もひとつ率直にこの問題の解決のために全力を挙げていただきたい、こう思っています。大臣と、あわせて長官のそれに対する意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) ごもつともな御意見でございますから、そのように努力をいたします。

○政府委員(熊谷善二君) この問題につきましては、十分私も努力をいたしたいと考えております。

○委員(補正俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後三時三十分開会

○委員(補正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、植木光教君、中山太郎君及び長谷川信君が委員を辞任され、その補欠として竹内潔君、斎藤十朗君及び遠藤政夫君が委員に選任されました。

○委員長(補正俊君) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安武洋子君 PCTの加盟に伴って特許法などの改正に際して法案に瑕疵があつてよいと、こう考える人はいないと思うんです。最初に私、大臣と長官にお伺いいたしますけれども、もし仮にですね、仮に法案に瑕疵があるとこのようにいふになれ

ば、それは修正して瑕疵のないものにしたいというふうな姿勢をお持ちでございましょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 今回お願いをしております法律は、条約加盟に伴ひまして国内法の手続を決めるためにこの法律をお願いしておるわけでございまして、審議会等の意見も聞きまして長い間議論に議論を重ねて出した法律でございますので、通産省といたしましては最善のものを出しをしたと、このように理解をしております。

○政府委員(熊谷善二君) 大臣の御答弁のとおりでございます。

○安武洋子君 そちらの方で最善と思われても、私は仮に法案に瑕疵があつた場合は、国際的な信用にも今回はかかる問題だから、そういうものはよりよきものにしたいという姿勢を、基本姿勢をお持ちですかというところをお伺いしているんです。そういう点でもう一度御答弁願います。

○国務大臣(河本敏夫君) 瑕疵があるようなものは出しておりません。

○安武洋子君 いまの御発言でございすけれども、では討論をさせていただきます。

じゃ、そういう点で瑕疵だというふうにお思ひになつたら、私は御修正をさせていただかなくちゃならないというふうに思うんですけれども、PCTの加盟に伴って特許権の国際的取得が大変便利になつたと、こういうことでございすけれども、現行のPCT条約による制度と比較をいたしましてどういふような点で有利になつたのか。それでメリットだけでなく、デメリットもあるのかと、こういう点を最初にお伺いいたします。

○政府委員(熊谷善二君) 現行PCT条約に基づきます出願と比較いたしますと、まず第一に従来の方法でございまして、数カ国に出願をしますときには、それぞれの相手国に相手国の言語で、相手国のそれぞれの手続に伴ひまして手続をとらざるを得なかつたわけでございまして、今回のPCT加盟が実現いたしますならば、まず日本の場合は日本特許庁に日本語で、かつ一つの出願で、希望

しましたとせば三カ国なら三カ国の特許庁向けの出願が受理されることになるわけでございまして。この点は従来と比較いたしまして手続が簡素化され容易化されるということで、大変プラスになる点であるというふうに考えております。そのほか、たとえば国際調査報告というものがつくられますが、従来ならば相手国へ行って出願をし、最終査定を経まして、場合によりますと拒絶になつて特許にならないというケースがあるわけですが、その間大変な費用を負担するわけでございまして、今回たまたま特許庁に受理された後、国際調査報告が作成されまして、それが出願人にも手に入るようになるわけでございまして、出願人はそれを見まして、場合によりますと自分の出願がすでに先行文献ありという国際調査報告になつてい

る場合は、自後の手続を取りやめるといふことによりまして、本来ならば、知らないで間々手続が継続されていた負担が助かるということになるわけでございまして、全体的に費用の面でも大変負担が軽くなるケースが考えられると思ひます。

なお、デメリットの面につきましては、私もこれはほとんどいま具体的に予想してないんでございまして、まさに国際的な協力の一環としてこういった取り組みができたことは、国際的に大変意義のあることでございまして、また日本にとりまして大変メリットがあることだと、このように理解をいたしております。

○委員長(補正俊君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、市川正一君が委員を辞任され、その補欠として斎藤タケ子君が委員に選任されました。

○安武洋子君 このPCTの前文です、これ締約国は、科学及び技術の進歩に貢献することを希望し、発明の法的保護を完全なものにすることを希望し、復数の国において発明の保護が求められ

ている場合に発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにすることを希望し、新たな発明を記載した文書に含まれている技術情報の公衆による利用が容易かつ速やかに行われるようにすることを希望し、」と、こういう前文になっておりますけれども、こういう前文に照らし合わせてみても、この精神に合せて考えるときに、いまおっしゃいましたように特許庁の説明資料一つでも、国際出願によって同時に複数国への出願になるというふうなことで、したがって日本語で日本の特許庁へ国際出願をすることによって、複数の外国に出願したのと同じような効果が得られるというふうなことなんでしょうけれども、私この趣旨に合わせて考えたときに、外国人であれ日本人であれ、出願人の発明の思想というのはその国の言語によって表現するのが一番正確に表現されると。だからその説明について複数国を指定して自国に出願するというふうにするれば、各国に同様な効果があるというのが、いまお考えのメリットの一番大きなものではないかというふうに思うわけなんです。

ちよつとここ一点確認しておきますけれども、これはこのようにお考えですか。

○政府委員(熊谷善二君) 国際出願は、まずその国際調査機関の使用しております言語で出願が受理されるということになるわけでございます。日本の場合には、日本語で日本特許庁において受理される。西独の場合には、西独特許庁が国際調査機関にもなれば、これはドイツ語で受理されるということになるわけでございます。これが一義的にはその出願の内容をなすものになるわけでございます。しかしながら、その後相手国に参りまして、いわゆる指定国でございますが、指定国では翻訳文の提出を待って審査を開始することになっておるわけでございます。指定国におきましては、翻訳されたものによって権利が付与されるわけでございます。指定国においてどのような手続を経て特許を付与するかは、それぞれの国内法制の定めるところによるわけでございます。

○安武洋子君 少し私が言っていることと違うん

です。母国語で表現するのが一番正確に表現できるのではないかと。だから、日本の特許庁に特許申請をするということが、複数国に出願したこととなるというところは、この前文を私いま読み上げたのは、この精神と大変合致するのではないかと、そういうふうにお考えですかということを確認しているわけですか。

○政府委員(熊谷善二君) 出願者の意図は、母国語で表現されるのが一番正確だという意味においては、そのとおりだと思います。

○安武洋子君 日本ですね、わが国が指定した外国語による国際出願の処理というのは、基本的には日本語の翻訳文ですね、これのみによって行うことになっているわけですが、このことは、いまのこの精神に照らしみてみてどうなのかという、そういう御見解を伺いたいんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) この条約の仕組みは、それぞれ条文を追って読みただけでは御理解賜ると思いますが、当初の原文だけですべてが処理されるということにはなっていないわけでございます。この翻訳文と原文につきましての条約上の取り扱いについては、まず原語の出願によって出願内容が決まりますが、後に翻訳文が提出されることによりまして、翻訳文の方が原文より範囲が狭い場合には、そのギャップの部分は取り下げたものとみなすということになるわけでございます。それから、翻訳文が原文より上回っている場合には、その上回っている限りにおいて無効にする措置をとることができ、こういうことでございまして、もともと翻訳文を全然出さなければ、これは原文の出願もなかったことにみなされるわけでございます。そして、そういう意味では、原文だけですべてが完結する仕組みにはなっていないわけでございます。

○安武洋子君 四十六条の注釈で、これは翻訳文でよいことになっておりますでしょう。だから、私がこのことは、この前文先ほど長々と読み上げたのは、この前文に照らし、この精神に照らし

てどうなんですかという御見解を伺っているんです。もう少し的確にお返事をさせていただきたいです。

それから、それもお答えいただきたいですけれども、簡単に答えたいだけなんです。そして、パリ条約の優先権の主張とPCTの出願の効果の違い、これも一緒に答えたいです。

○政府委員(熊谷善二君) ただいま申しました条約の趣旨は、この前文の趣旨に何ら矛盾してないと考えております。この趣旨を生かした取り扱いが条文として条約に盛り込まれていると考えておるものでございます。

なお、優先権主張との違いでございますが、優先権主張は、これは、まず国際出願日というふうな、今度のPCTに書かれているような出願日の何と申しますか、繰り上げということになります。たとえば日本にアメリカ向けの出願が、日本人が行いましたPCT出願があったとしたします、その場合に、日本特許庁が受理した日がアメリカの特許庁に受理された日になるわけでございます。ところが従来の優先権主張の場合には、日本を第一国とする出願をしてから一年以内にアメリカの特許庁に出願をした場合に、その間に受理されました案件によって不利をこうむることは、ないということでございます。現在、つまりパリ条約の場合の優先権主張は、出願日はあくまでも実際の出願日でございます。この点今回のPCT出願の場合とは重大な違いがございます。

○安武洋子君 パリ条約による出願というのは、いまおっしゃったように各国にそれぞれの言語で出願して、各国はそれぞれ審査しますね。だから優先権の主張の際には、その根拠として原文を見るときに、一回の出願で指定国全部に効果が及ぶと、こういうことになっておるので、私、これは非常に原文の重みというのは重要だと思っております。パリ条約による原文の重みよりも私は重いのではないかと、この前文に照らし、この精神に照らし

御見解はいかがなんでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) 原文の重みという意味におきましては、どちらが重いかわからないことには考え方がいろいろあると思うのでございしますが、この国際出願の制度におきましては、当初の原文と、それから翻訳文という二つの要素によって内容を限定することになるわけでございます。そういう意味では、従来のパリ条約の場合には、それぞれの国に直接その言葉で出さなければならぬ、それ以外に言葉がないわけでございますから、原文しかないという出願形態、今回は翻訳文ということになるわけでございますので、制度が違いますから、重いか軽いかという議論ではないだろうというふうに思います。

○安武洋子君 けさからの論議をお聞きしております、私は幾つかの疑点があるのでありますけれども、PCTの四十六条の注釈、これは翻訳文のみに基礎を置くことができるという意味であって、置かなければならないと強制しているわけではないわけですね。原文のみで審査せよとなっていないのに、PCT精神から言っても、翻訳文のみというのは、先ほど母国語でやはり表現するのが一番正しいとおっしゃった。なぜ翻訳文にこだわるのか、この理由を最初にお聞きしたいと思っております。

○政府委員(熊谷善二君) まず第一に、こういった多国間取り決めで多数の言語についての統一的な取り決めるを行うわけでございますが、これには必ずそれぞれ翻訳文という問題が付きまわってくるわけでございます。原文と翻訳文は一致していないという前提に立ちますと、この条約は恐らく実行が不可能であろうと私は思います。というのは、逆にいいますと、この条約というのは、原文と翻訳文は本来一致しているものという前提に立ってのみ成り立ち得る取り決めであるというふうに私は考えておるわけでございます。

それから第二に、各国の特許権というのは、その国の言語で付与されるということでございます。そういう意味で、翻訳文をベースとして諸手続を進めるのは当然のことであるというふうに考

えております。

○安武洋子君 原文と翻訳が一致する、それが原則である、そういうふうにおっしゃっておられます。しかし、いま企業間の競争が非常に熾烈で、特許をめぐる争いというものがどんなに激しいかというの、私もよく知っています。御存じなんでしょうね。特に多国籍企業というのは、こういう特許をめぐる争いというのはこれは主要な経営の戦術だと、これは言われているのが常識なんです。ですから翻訳を、原文よりも二十ヶ月間余裕を取り入れて、故意にふくらますという事は、これは十分考えられるわけなんです。だから、これ常識だと思ふ。だから、そういう原本と違わないという、これが原則であつて、これが外れると成り立たないとおっしゃること自体が私はおかしいと思ふのです。特許戦争、一番よく御存じなんでしょう。いかがなんでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) いま多国籍企業の例を挙げてお話がございましたが、たとえば原文としてAという範囲の原文があつて、それに二十九月以内に他の出願等を参考にして本来Aにない、たとえばBというものを付加して翻訳を出すといったケースが今後企業競争という中で頻発するんじゃないだろうかという御懸念が、頻発つまり多くあるんじゃないか、こういうお話のように承りましたが、私もさういふことは考えていないわけでございます。

たとえば、現在外国から日本に出願をする場合には、通常やっております方式は、その外国の原文を日本語に訳しまして、その訳した日本語を全然別の人にさらにもとの原語に翻訳し直して、原文同士で比較して確認をした上で日本語に修正をしているのが一般でございます。なぜそこまで厳密にやられているかと申しますと、出願書の中に、いわゆる第三者に攻撃されるような瑕疵を含むような出願となつては困る。今後特許になりますと、十五年間それで権利を維持しているということになるわけでございますが、その期間第三者

から攻撃されてもとと本体、いまの例で申しますと、AプラスBのうちのAの本体もこれは無効になつてしまふというケースが非常に多いわけでございます。そういう意味で、もともと出願人がこういういわゆる見せかけの分をプラスするということは、私は先生と違ひまして、あつたとしてもレアケースである、こういうふうにご考慮するものでございませう。

○安武洋子君 故意にふくらませた権利を取得しても、異議の申し立てがなければ取り消されるまでは有効で、そんな危険なことはやらないといふふうな、そういうお考えに立つていらつしやいますけれども、相手の企業活動を妨害するといふふうなことで、いままでしばしばこういうことが、これに類するようなことがあつたといふようなことはあなたの方がよく御存じなんでしょう。なか。こういうことが相手企業を妨害するために特許のこういうところを利用すると、今度は新しくできるわけですから、これにのつとつては言いません、これに類するようなことがあつたといふことはあなたの方がよく御承知で、これも世間の常識になつていふと思ふべきで、こういうことを私は未然に防ぎたいといふことをいまから考えておかなければだめだと思ふんです。やはり考えられることですから、だから、やはり原文の照合をきつちやらなければいけない、こういうふうに思ふべきけれども、いかがですか。

○政府委員(熊谷善二君) いままでさういふようなケースというのは私承知をいたしておりました。もともと従来の外国から日本に向けた出願も、これは日本語で出願されておるわけでございます。それ以外に原文というものはないわけでございます。従来はその国の国語だけで手続がとられておりましたから。しかしながら今回は、いわゆる原文と翻訳文の問題が出ておるわけでございます。ただ、私も申し上げましたように、レアケースではございますが、条約上も、また私どもの今度御審議を賜りますこの法案でもその場合に備えて手当てをいたしておるわけでございます。先生

も御指摘になりましたように、条約では四十六条においてそれが規定されておりますし、また法律では公告後の異議の申し立て、あと無効審判請求等々の措置によりまして、その部分を調整することを規定されているわけでございます。それで十分であるといふふうに考えております。

○安武洋子君 まださういふ事故が起こつてないのはあたりまえなんです。それに類するようないことは、特許を利用して他企業を妨害するといふようなことは、これはだれだつて知つていふ常識的な問題なんです。

それから、審査官がたまたま見つけたのを拒絶するといふふうなことになるわけでしょう。それはこれは不公平だからという御答弁をききほどなさつていらつしやいました。しかしこれもおかしいんです。不正を見つけたら、たとえ一例であつてもこれは正させるのがあたりまえだと思ふんです。まして審査官が気づいたら公報に出して、いま御答弁ありましたけれども、不正を見つけて気づいたから公報に出すわけでしょう。見つけたから、気づかない分は出ないことになるわけですから、気づかない分は出ないというわけです。ですから法のたてまえとして、こういうふうな最初から抜け穴があるといふものをわかっているといふふうなことは私はなさるのをおかしいと思ふべきけれども、これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) けさはど来るの申し上げておられますように、審査官が審査の過程におきましてたまたま発見したものに付きまして、法律の義務として原文を照合することを義務づけることはできない。これはもし審査官がたまたま発見した不一致をもつて行政処分として拒絶の査定をする。これは国民の権利をいわたる消滅させる行為でございますが、これはたまたま気づいたと、審査官の判断だけでこれに任せることになりますと、他の審査とのバランス上大変その間に不公平が生ずるというところでございまして、あくまでも私どもが申しておりますケース、つまりたまたま発見した場合の限界というものは、さういった

行政処分として拒絶査定をするということではなくて、これを行政運用として情報提供をするのが限界である、それが限度であるといふふうに考えているものでございませう。

さらに敷衍しますと、したがいましてもし全件を義務として原文との照合を法律によつて規定するといひますと、これは先ほど申しておりましたように、大変な実務上の負担になるわけでございますが、だからといってこのような措置を各々ともつては、これはだれだつてもございませう。私も、単に事務負担になるからさういふことをしないといふことではございませう。条約上認められております翻訳文に基礎を置いて処理をするといふのが一番妥当な方法であるといふふうに考えているわけでございます。いま議論出ておりますような、たまたま見つけたものも拒絶査定を出すことにすること及び全件チェックをすること、この両方についてはとり得ないといふふうに考えているものでございませう。

○安武洋子君 たまたま気づいたものを法律に乗せてそんなに義務づけるってそんなことはできませんとおっしゃいます。それはそんなおかしい法律はつくれません。さういふことがないように原文をちゃんと照合すると、さういふことが起こらないようにちゃんと法律を整合性を持たせるといふのが本当じゃないですか。それから原文主義をとっている国はいま一つもない。さういふふうにおっしゃいましたけれども、そのように明記してないけれども、私が一番最初にこの前文をお読みしたのは、この前文の精神に照らし合せても当然原文を照合しなければならぬ、これはやるべきだと思ふんです。といひますのは、外国語と違つて日本語というのは特に言語体系が違つていふわけでしょう。だから当然もつとより厳格にやるべき必要が他国よりも生ずるんじゃないですか、これはいかがですか。

○政府委員(熊谷善二君) まずこの条約の前文にもとるんじゃないかというお話でございますが、私どもは先ほど来言つておりますように、さうい

うことはないと考えております。

○安武洋子君 聞こえない。もうちょっと大きい声で。

○政府委員(熊谷善二君) 条約の前文とは何ら矛盾がないと考えておるわけでございます。

それから第二の、日本語について特に照合することが必要でないかと、こういうお尋ねでございますが、これは日本語以外にもたとえばロシア語あるいは将来スウェーデンが国際調査機関になりますればスウェーデン語も出てくるわけでございますが、こういった一般に使われている英、独、仏といった言葉以外の特殊な言語というのは、国際的にもかなりあるわけでございます。日本だけが特別にということはないと存じます。

なお、日本から外国へ出願いたします場合は、原文が日本語でございますが、これも相手国におきましては日本語は理解されない。したがって相手国の翻訳文で審査をやらざるを得ないということとは恐らくそのとおりであろうというふうに私も思っております。

○安武洋子君 それから、いま原文と対照ということになれば大変だということふうなことをおっしゃっておられましたですね。じゃ、審査実務が大変だということふうなことであれば、実際にどう大変なのか、調査をなさったことがあるのかどうか。もし調査をなさったのなら、どういうふうな方法で、どういうふうな対象を選んで調査をなさったのか、まずその調査結果はどうだったのかということとデータをお示しいただけますか。

○政府委員(熊谷善二君) 私どもいろんな試算を一わたりいたしておるわけでございますが、通常、たとえば日本語で出されております出願と同じ内容の英語の出願があったといたします。日本語とその英語の出願とを比較するわけでございますけれども、その場合英語の出願の読み方は、日本語でやっております出願のチェックの場合と比較いたしまして、スピードが三分の一度程度というふうに考えております。したがって、一番ポピュラーな英語の場合でも大体三倍の負担になるん

はなからうか。あとドイツ語、フランス語等々になりますれば、その負担はさらに多くなるであらうと、こういうふうにご考えております。

○安武洋子君 お答えになっておりませんよ。大変だ大変だとおっしゃるから、実際に実務がどれくらい大変なのかというのを調査した。調査しないとおんなじことではないですね。だから、調査したのならどういうような方法で、具体的にどういうふうなことでなさったのか、そういうデータはどれなんですかと、何なら資料いただきたいんですけれども、いま発表していただけますか。

○政府委員(城下武文君) いま先生のお尋ねでございます。つまり外国語をチェックする場合にどの程度の負担がかかるかということの具体的な数字はないかという、こういう御質問かと思っております。

本件につきまして、私もいわけの机上でいろんな推定計算をしておりますけれども、いま長官から答弁がございましたように、英語につきましては、たとえばその文について日本語を読む場合に比べて三倍程度の負担がかかるであろう。それから、ドイツ語であるとかフランス語については、さらに英語よりむしろかかると考えますので、五倍かかるでございましょう。それから、将来さらにスウェーデン語みたいなものが入ってきます場合には、それはさらに負担がふえて六、七倍かかるでございましょう。そういうケースを全部算入いたしますと、それでチェックすべき件数でございますけれども、これはいわゆる国際出願の件数として、それに対して負担と申しますか、審査官一人当たりの一年間のロードというものを考え合わせますと大体三けたの数になりますと、こういうことでございます。

○安武洋子君 調査をなさったということで大変だとおっしゃっていると思しますので、そういうデータがあるのならひとつ資料としてお出しただきたいです。それから、特許の対象となる発明の思想とい

のを、これを把握するのに願書の最初から最後まで全部単語を翻訳しなければ理解できないと、こういうものではないかと思うんです。いまのバリ条約の優先権主張の際にも、原文に当たっておりまね。このときに原文と翻訳文の両方を見ることはさほど負担とは考えられない、むしろ審査官の職責としてこういうことをやるべきではないかというふうな声もありますし、私もまたそう思います。審査官としてもそういうふうなお仕事をなさりたいんじゃないかというふうにも思うわけなんですけれども、そういう仕事ができないというのは、こういう増員の問題があるなら増員もやるべきだ。体制を整えないとどこに大きな問題が私には一つはあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この点いかがなんでしょうか。

○政府委員(城下武文君) お答えいたします。

いま先生の御質問で、普通の優先権主張のチェックの場合に比べて大した手間はかからぬんじゃないかという、こういう御質問かと思っております。今回の私どもの原案でございまして、原案は公告がなされた後で、委員決定を待つてチェックしようとする、こういうことになっております。そのケースでございまして、非常にこれ専門的なことにわたりますと恐縮でございすけれども、公告になりますとその請求の範囲というのはそれ以上みだりに動くことができません。これは特許法第六十四条の規定によってそういうことに決められております。ところが審査の過程でございまして、その特許請求の範囲と申しますのは特許法の規定によりまして当初の明細書の記載の範囲でいかようにでも動くことができます。つまりこれはチェックの仕方でございますけれども、たとえば審査の過程でいろいろな補正書につきましてチェックする過程を考えますと、そういうチェックの回数というものは、論理的には非常に幾つかのケースについてチェックをしていかぬといけません。

そういうことをいろいろと考え合わせてみますと、基本的には、当初出てまいりました翻訳文を

原本とまず照合しておいて、その後でその原本の枠内でどういふぐあいに補正されていくかということを見るのが一番適当かと考えます。そういうようなチェックというのを考えますと、いま先生御指摘のように、たとえば優先権主張の場合のチェックの仕方と、それから今回の場合のチェックの仕方と、つまり異議申し立てを待つて、公告の後でチェックをするというチェックの仕方と、それからいわけの今度の百八十四条の第十四の括弧書きを外した場合のチェックの仕方というのはおのずから変わって来ると考えております。

○安武洋子君 あなたたちは、法改正に当たって実務担当者の声をお聞きになったことがございすんですか。私はおたくの労働組合のアンケートを拝見していただきました。このアンケートの内容では、圧倒的多数の方が原文を見るべきだという支持をなさっていらつしやいます。審査官の増員問題があるとするれば、それはPCTを目指して特許庁が十分な準備をしてこなかった結果だと思っております。それを理由にして法の方を合わすというのは私は本末転倒だというふうに思っていますけれども、長官はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) この問題は、五十年に庁内にPCT委員会を設けてまして、庁内の各部の意見並びに各審査官の意見もその職制を通じまして十分吸い上げてきたつもりでございます。また、審査の経過につきましては、それぞれ資料を関係の審査官までおろしまして意見を吸い上げるという形でやってまいりましたわけでございます。そういう意味で、今日まで特にいまだ問題になっておりません異議の申し立てがあった場合に限って拒絶を行う。この問題につきましては、この二年間種々議論があったわけでございまして、昨年の七月に中間答申が出されました際も、異議の申し立てがあった場合に限るシステムで答申が出されております。それによって全国の意見が聞かれ、われわれも説明会も行いましていろんな意見をお聞きいたしました。それが一番妥当であると、こういう結論のもとで、ことしの二月に最終答申でこの異

議申し立ての場合に限るという方法で答申をいた
だいておるわけでございます。この間、今日まで
二年あるいは中間答申が出てから一年近い期間
たつておるわけでございます。その間私も庁
内の各審査官からこの点についての意見というも
のは、それぞれ職制を通じて承知をしまいたつ
つもりでございます。

ただ、いま先生御指摘のように、労働組合の方
でアンケート調査がごく最近行われまして、その
中にいわゆるこういふ異議の申し立てがある場
合に限るという措置についての意見が聞かれてお
ります。その際に、これに対して三十数%は反対
というアンケートの結果だったようございま
す。さらに、現実的にはやむを得ない面があるが、
法定化——法律ではつきり書くのは好ましくな
いと申しますか、望ましくないと感じの意見が
四六、七%あったと私記憶しております。五割近
い人たちは、現実の問題としてはやむを得ない
という感じが私にはそこにあつたと思うわけござ
います。と申しますのは、やはり私も法律で義
務づけた場合にいろいろ問題が起きるという感じ
がその間にあるんだらうと私は理解いたしてお
ります。

私は今回のこの異議申し立て制度——異議申し
立てがあつた場合に限るというこの方式で、予見
されますような問題は十分手当てが可能である
ところというふうに考えておるものでございま
して、全件をチェックするということの必要性は全
くないものだと思つておるわけでございます。他
国の例を見ても、そのようなことを法律で明定し
ておるという国はございません。

○安武洋子君 では、実務をなさつていらつし
やる方の中で翻訳ベースを積極的に賛成している方
というのはいくらもいるというふうな御認識を
お持ちなんですか。

○政府委員 熊谷善二君 私は庁内の大部分の審
査官が賛成であると思つております。

○安武洋子君 いまの翻訳ベースを積極的に賛成
しているというのはいくらもいるというアンケートを拝

見するとわずか三・二%ですよ。長官の御認識と
はずいぶん違うと思うんですけれども、そうい
う間違つた御認識をお持ちでは困ると思うん
です。いかがなんでしょうか。

○政府委員 熊谷善二君 そのアンケートの中に
は積極的に賛成と書いておるのはいま先生御指摘の
とおり三・二%でございます。しかし、このアンケ
ー調査そのものにつきましても、これは私も自
身で調査したわけでもございせんし、その内容
について正確に評価することは差し控えたいと私
は思いますが、少なくとも、私も従来この二
年間にわたつて庁内の議論をやつてきたその
過程において承知しております限りにおいては、
そういうこの異議申し立ての場合に限ると言わ
れた以外に、これが最も妥当な方法であらうとい
う意見を私は聞いております。したがつて、
その私の考えを申し上げたわけでございます。

○安武洋子君 これが半々ぐらいに出ていたとい
うならいまのようなお答えでもそれは妥当であ
らう。しかし、わずか三・二%、実際のお仕事を
する方がそういう数字を出しておられるというこ
をもっと私は重視していただかなければならな
いと思つておる。そういう御認識では長官の
勤く人たちは私は不幸せだと思つておる。で、翻
訳文のみをベースとする考え方、もう更に強調
されるわけですが、私は納得できないわけ
です。

ですから別の面から伺つてみますけれども、第
百八十四条の四の第三項で、期間内であれば翻
訳文を出し直すことができると、こういうこと
になつておりますけれども、これは一回なんです
か、それとも何回でもできることなんですか。

○説明員 松家健一君 ただいま御指摘の第三項
は、出し直しの回数は制限はしてございせん。し
かし、実際は一回か二回に限られると思つて
出直し直しの回数は制限はしてございせん。

○安武洋子君 なぜ何回でも出し直しができるよ
うになつてゐるんですか。

○説明員 松家健一君 これは、この言うとい

ろの基準時までこの時期を制限してあるだけで
ございまして、出し直しの回数は制限いたして
ございせん。したがつて、この規定に従つて理
論的には何回でもできると思つてはいたして、実
問題としてはそう無限にできるものとは思ひ
ませぬ。

○安武洋子君 あなたたちは、御自分が出し
なつた法律、本当に少し訂正すればよくつても
がんとしてその立場をお守りなんですけれども、
しかし部内からだけではなくつて本当に特許の
実務を外務部からなされていられつた方、これは
弁理士さんがおられますけれども、こういう人
たちから、いまのままで法案が成立したらこれ
は大きな二つの問題点があるというのを指摘
なさつていらつしやるんです。これは私がさ
きに指摘しましたように、第一点というのは、
経験的に言へば外国への出願文書の翻訳文とい
うのは、原文より広めになるのが普通である
ということ。

それから第二点、出願者は翻訳文を提出の際
に、提出期限であるぎりぎりの二十カ月で
す。この二十カ月の技術の進歩をその中に盛り
込んで提出するのが常識である、こういうふう
に弁理士さんの方、外部から利用する人はこ
ういふ点も考慮を要する、日本語の国際出願
は一回しか出せない、翻訳文は何回でも出
せると、この二つの問題点がある、そしてこ
ういふことになつてゐるというの、私はさ
ういふことには、公平だと思つておる。で、第
百八十四条の十一に基づく手続の補正をやれ
ば公平になると、こういうふうにお感じ
なつておる。これはいかがでしょうか。

○説明員 松家健一君 この御指摘の第三項は、
その次の第四項によりまして、この基準時
までに提出した翻訳文に記載されてない事項は
原文に記載されてないものとみなすという
規定を置いておられます。したがつて、こ
で一つの区切りをつけておられますので、第三項の方
はそれ以前の段階に翻訳文に間違いがあつた
というのを発見したときは、前に出した翻訳文
にかえて新

たな翻訳文を出せると、すなわち差しかえを認
めると、すなわち出願する側の保護を図つた規定
であるわけでございます。

○安武洋子君 だから、日本語の国際出願は一回
しか出せないと、これは不公平ではないかと、そ
ういふ救済措置をとつて私御質問したんです
よ。

○説明員 松家健一君 日本語の国際出願は、受
理官庁に提出したときの日本語の明細書で内
容は決まつておられます。日本を指定国とする場
合も出願処理としてはそのままでよろしいわけ
でございます。ただいま御指摘の第三項の方は、翻
訳に伴う、注意深く翻訳してもなおエラーがあ
る、それが後から気がついたらそれがいいのだとい
うことでなしに、一定期限までは翻訳の差しかえ
を認めるといふ趣旨でございまして、翻訳に伴
う予期しないミス、これを発見したときの救済のた
めの規定でございます。

○安武洋子君 ということは、私のいまの救済措
置をとれという、そういうことは必要がないとい
う御答弁なんですか。何か法案の説明ばかりして
いただいては困るんです。そのことも含め
てお答えいただきたいんですけれども、いま日本
語で日本の特許庁に出願された国際出願という
のは、国内公表に及ばないことになつてお
ります。このままですと、日本の国内の発明者
は、日本国内でどのような発明がされてい
るか、これちゃんと調べようと思つておる。こ
れ、日本の公報、公報、ジャーナルのPCTの
国際事務局から出されるこの膨大な資料です
ね。このパンフレットの両方、これを見なくちゃ
いけない、こういうことになるわけなんです。こ
れは大きな企業なら、なるほど特許部門を持
つておられますし、そういう力があるというこ
とになりますけれども、中小企業や個人の発
明家なんかは、とつても経済的時間的にこ
ういふことができない。大変大きな負担にな
つてしまふわけなんです。ですから、日本語
の国際出願も国内公表の措

置をとるよう制度化するべきだと、こういうふう
に思いますけれども、これ特許庁いかがお考えで
すか。

○政府委員(熊谷善二君) 国際出願された日本語
のものにつきましては、これはその段階で法的効
果を持つわけでございますが、国内の公表につ
きましては法的効果を持ちませんので、制度とし
ては国内公表は考えることはできないんでござい
ますが、実際の運用といたしまして、国民へのサ
ービスと申しますか、そういう意味で、いま先生が
おっしゃいましたような趣旨のサービスとして
は、今後検討に値する問題であらうというふう
に考えております。

○安武洋子君 サービスって、どういう形でなさ
るんでしょいか、もう少し具体的に説明してい
た方がいいんじゃないんですか。つまりそうい
う公表をする、そうしたら出願公開にそれが当
たるのか、それとも国内公表に当たるのか、こ
れ条文との関係が出てくるわけですね。第八十
九条の九ですね。その第一項、第三項の規定がど
うなるのかと、適用除外になるのかどうかと、
いずれでもないとする、国内でサービス公表す
るときの版権というものがどうなるのか、どう
いう形になるのかというところ辺のことを伺い
たいんですけれども。

○説明員(松家健一君) ただいま御質問のうち条
文との関係でどうなるのかという点につきま
して、日本語で国際公開された国際出願につ
きまして、条約二十九条第一項の規定によりま
して、日本のような強制的公開制度を持つてい
る国に比べて、国内の強制的早期公開制度の持
つ効果と同一効果を、国際公開自体が持つて
いるという規定がございまして、したがって、こ
の条約の規定を、日本について言いますと補償
金請求権等が日本語によって国際公開された
ものには、国際公開自体で発生するわけでござ
いまして、ただいま御指摘の百八十四条の九等
は、それ以外の外国語の国でされた国際出願
についての手当てでござい

○安武洋子君 もう一つよくわからないのですけ
れども、国内公表でやっぱりちゃんとやるべき
でしょう、法律に基づいて。そういうことをやら
ないと、いろいろとややこしい問題がいっぱい起
きるといふことじゃないんですか。

○説明員(松家健一君) 条約の規定自体によりま
して、日本につきましても、出願公開制度の効
果を、日本語で国際公開されたものについては国内
の早期出願公開制度の効果をすでに持つており
まして、したがって、法律上の手当てとしては国内
法でさらに特別な規定は要らない、条約の規定自
体でそういう効果を持つていっているわけでは
ございません。ただし、実際上事実行為としては
国内で公表することを実施する所存でございま
して、これはただいま長官の答弁のとおりでござ
います。

○安武洋子君 だから、私は法律に基づいて、そ
ういうことはちゃんとやるべきだということの主
張しているんです。
次に伺いますけれども、わが国は審査主義、こ
れをとっておりますね、ちよっと確認しておきま
す。

○政府委員(熊谷善二君) いわゆる審査主義とい
う概念は必ずしも明確じゃございませんが、私
どもは出願の内容を審査官に審査させるといふ意
味において審査主義をとっております。

○安武洋子君 それなのに、なぜ第八十四条の
十四にわざわざ括弧書きを入れたんですか。PCT
の精神からしても、保護すべき発明の内容につ
いて正しく把握しようと思えば原文を参照する
のが、これは当然だと思えますけれども、繰り返
して伺いますがなぜですか。

○政府委員(熊谷善二君) ただいま書きを入れたか
らといって、私どもはこの審査主義に矛盾するも
のではないかと考えておるものでございます。た
だし書きを入れた、異議申し立ての場合に限ると
いうふうにいたしました理由は、先ほど来るの申
上げておられますとおりでございまして、一般的
な条件チェックといったようなやり方はとらない、

とるべきではないという立法上の考え方としまし
て、私どもは今回の異議の申し立てに限るとい
うふうにいたしましたのでございまして、これが従
来の審査主義を放棄するものであるとか、そういう
ふうには毛頭考えておりません。従来どおり翻
訳に基づきまして審査をするわけでござい
ます。

○安武洋子君 いまの国内出願では最初の出願
から離れた要旨変更というものは、補正は却下
されることになっておりました。ところが、外国
の出願というものは原文から離れた翻訳でも許
される、こういうことになれば、内国民待遇の
原則に反すると思うのですけれども、そういう
点はいかがお考えなんですか。

○説明員(松家健一君) ただいま御指摘の点は、
百八十四条の十一の四項についての御質問かと
存じます。五十三条の補正の却下は外国語で
された国際出願につきましても、翻訳文に記載
された範囲をベースにして、その後の補正を却
下するかどうかを判断するというところに、そ
ういう立て方をしております。これは出願公
告決定前においては審査を翻訳文で行うとい
うことにした、そういう制度にしたことのバ
ランスで補正の却下について、もう一回立
て方をしたわけではございませんが、仮
に悪意をもってそういう補正をしたとしま
しても、最終的には異議の申し立てまたは無
効審判により拒絶または無効になるというこ
とでございまして、最終的な手当てはして
ございまして、

○安武洋子君 衆議院の審議を拝見いたし
ますと、誤訳を含んで出願公告することは望
ましくないと特許庁の長官もお認めでござ
いますね。出願公告というのは、最終的に拒
絶されるまでは特許権と同じような強大な
権利を発生させると、こういうものですね。

私は法制局にお伺いしたいんですけれども、
立法的に明らかに不当な権利を発生すること
が予想されるというふうなことで、いまの私
どもの議論を聞いていただいてもおわかり
だと思ふんです。若干の条文を整理すれば
その問題が解決する、というの、なぜわざ
わざこの規定を置いたままで立法

段階で起用なさったのかということ、私は
法制局の御責任もお伺いしたいわけでは
ないけれども、一体法制局としてはどう
お考えなんですか。

○政府委員(別府正夫君) お答えいたします。
ただいまの安武委員の御質問は、権利が
いかに拡張されて発生するということ
を前提に御質問があったように考えられ
ますが、これは私午前の質疑を聞いて
おりませんので、確実なことは申し上
げられませんが、衆議院段階での質疑
の際にも出たと伺っております。今
度の特許法の改正の二十九条に新た
に一項をつけ加え、二十九条二項
というのがございまして、ここで特
許を受けることができる発明のいわば
範囲というものを規定してございま
す。これは安武委員先ほどから言
っておられます原文とその翻訳文と、
両方で重複する部分についてだけ特
許を受けることができる発明の範囲
になる、ということを示すために
規定してございまして、したがって、
もしもいわば重複しない部分につ
いて特許になったからといって、そ
れは神聖な権利というふうには考
えない、法律のたてまえはそういう
ものでございまして、いま安武委員
御指摘のような修正の必要性がある
かどうか、あるいは審査の際にその
点が十分でなかったのではないかとい
う御指摘に対しては、当方そういう
考え方のもとに、いま御質問の
ごさいました百八十四条の十四の括
弧書きをつけたというふう

に御了解いただきたいと思います。
○安武洋子君 衆議院の議論でも、
しかもきょうの参議院の議論でもほと
んどがこの括弧書きの中に集められて
いるというのを見て、私が申し上げ
ている前提は、何も架空で申し上げ
ているんじゃない。現実問題として
あり得る、というので踏まえて申し
上げておるわけですね。単に括弧書
きを外せばほとんどの問題が解決
されると、こういう議論もなくて
よいというふうなこと、さうい
う議論もなくてよいというふうな
ことで、法制局にも大きく責任が
あるんじゃないかと思ふ。法制局
の局長の一度御答弁をお願いいた
します。

○政府委員(別府正夫君) 先ほど御答弁したとおり、われわれは考えておるわけでございますけれども、この括弧書きをつけることによって権利の実質的な範囲が、もしも特許異議の申し立てがなかった場合には拡張するといふふうなことはないという前提で物を考えれば、この括弧書きを落とさなければきわめて不当な結果になるといふ安武委員の御意見に、法制局としてはすぐ御賛成しがたいといふふうに考えています。

○安武洋子君 私は、特許庁は本来とるべき措置をとらない、そういうことで第三者の負担で審査主義をとる日本の特許制度を支えているといふふうに思ふんですね。ですから特許庁のこのような責任放棄するといふふうな態度というのが、私は特許庁に対する日本の発明家の信頼を裏切っている、失われているといふふうに思ふんです。ですから世界でもまれに見る出願の増大だといふふうなことにつながつて、さらにまた特許庁の負担を重くするといふふうな悪循環を招いているといふふうな思ふんです。ですから私はやはり百八十四条の十四の括弧書き削除、これを再度要求したいわけですね。長官、いかがお考えでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) 工業所有権審議会におきまして、裁判官の方あるいは弁理士、弁護士の方、各学識経験者お入りいただきまして前後二十回にわたります審議がございました。いま先生御指摘のような懸念を表明された方は一人もございません。私も今、この異議申し立ての場合に限るといふ規定によりまして、先ほど申し上げましたように審査主義を放棄したものではなくない、従来どおり審査主義で考えておるといふことを申し上げましたし、また町の発明家あるいは民間の方々から信頼を裏切ったといふような御指摘は私どもとしては非常に意外でございます。私どもはさように考えていない。この工業所有権審議会におきましては、この異議申し立ての場合に限るといふこのシステムにつきまして、全会一致で御答弁をいたしておるわけでございます。実務上もこれで問題がきちんと整理されると

いふのが審議会の意見でございましたので、御報告申し上げておきます。

○安武洋子君 審議会の御意見尊重なさるの、それは結構でございますけれども、私が先ほどから論議の中で申し上げましたように、実際に実務に携わる特許庁の内部の方、それから実際に利用される外部の弁理士の方などからも、この今回の法改正については大きく問題があるということが提起されている。それがお耳に入らないというのは、私はまことに遺憾だと思ふんです。そういうことを嚴重に抗議を申し上げまして、時間が参りましたので私の質問を終わります。

○藤井恒男君 私は、ただいま審議されております特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案、この法案について関係団体並びに産業界から早くこの法案を通していただきたいという陳情をたくさんいただいております。その上に立つて私もいささか勉強させていただきましたが、私自身、本法案には賛成でございます。したがって、本法案直接に関する質問は行いません。

この際一つだけ、国際的に関係ある内容についてお尋ねしたいんですがございますが、それは微生物の寄託に関する俗に言うブタベスト条約、この条約が現在どのような扱いになっておるか、そしてわが国が、このブタベスト条約についてどのような立場を現在とっておるか、国際的な成立の経緯と、それに対するわが国の対応の仕方についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) このブタベスト条約でございますが、微生物を利用した発明につきまして出願をします場合には、わが国を含めまして多くの国が、その微生物そのものをしるべき機関に寄託することを必要としているわけでございます。このため、複数国に出願をする場合には、各国ごとにこの微生物を寄託しなければならぬといふのが現状でございます。このブタベスト条約は、こういった現状を踏まえまして、微生物の寄託につきましては一定の要件を満たした微生物の寄託機関、これを国際寄託当局と言っております

が、これを行った一つの寄託をもちまして、締約国におきます特許手続について有効なものにする、こういったことを目的として一九七七年に採択されたものでございます。この条約には現在、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルク、ソ連等々、合計十八カ国が署名をいたしておりますが、まだ批准した国はございません。したがって、まだ発効がいつごろになるかという見通しも定かではございません。わが国といたしましては、微生物工業の分野におきましては世界のトップレベルでございますので、この条約へ加盟することが必要と考えておるわけでございます。

ただ、加盟の時期につきましては、ただいま申し上げましたようなまだ批准した国がないということ、発効の見通しがまだ定かになっていないということ、今後どういうテンポでこの条約が発効に至るであろうか、その辺の国際的な動向も踏まえまして、関係省庁とも十分協議して対処してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。趣旨としては大変結構な条約であると私も考えておりまして、国際的な趨勢におくれないうちに十分配慮しつつ、時宜に適したときに加盟を行うように取り計らってまいりたいと、かように考えております。

○藤井恒男君 一応の資料も私いただいておりますが、微生物の寄託に伴う出願の件数が、日本人による出願あるいは外国人による出願、それぞれの件数がもう一つひとつと数字の把握ができておらないわけだけども、これはこの数年間の統計などもう少しはっきりした数字が出るんじゃないかと思ひます。想像しておったよりも件数が少ないという点について、どのように見ておられるか、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷善二君) いま出願件数が詳細が不明だといふ御指摘がございました。現在統計がとれば、わが国への出願につきましては、日本人による出願が年間三百件から三百五十件、ちょっと

とラウンドで申し上げてお届けしているわけでございますが、また、外国人によりますものも同様年間百件から百五十件程度、合計四、五百件というのわが国への出願、また日本人によります外国への出願というのが大体年間約百件ということでございます。今後この統計上のもう少し詳細なものにつきましては、ひとつ努力して統計の整理を図ってみたいと考えております。

なお、出願件数は以上申し上げたとおりでございますが、今後日本人によります外国への出願は増加してまいると考えております。

○藤井恒男君 次官おられるからちょっと要望しておきたいんですが、御承知のように、この微生物に関する学術、応用の両面においてわが国はもう国際的にもトップレベルにあるわけでして、まだ締結国はないわけですが、関係業界からやはり現在の状況でいくと、費用の負担の問題、あるいは技術の交流の問題などにこの条約が発効されたときと現在とで比べれば大変な差が出る、したがって、これが締結を承認、加盟を急いでもらいたいという要望が非常に強い、そういう点を踏まえて十分今後配慮していただきたいと要望しておきたいと思ひますので、一言ひとつ。

○政府委員(平井卓志君) いま委員のおっしゃったこと、本心に御指摘のとおりでございますので、さように心得まして全力を挙げてやってまいりたい、かように思っております。

○柿沢弘治君 今度の特許協力条約への参加は、日本の特許行政にとって一つの大きな前進だと思います。その意味で高く評価をしたいと思ひますが、まず最初に、なぜこの特許条約への加盟のための国内手続がおくられてしまったのか、今度の創立総会に正式のメンバーとして入れなかったのは大変残念だと思ひますが、その辺、特許庁のいままでの国際関係についての仕事の進め方に遺漏があったのではないかとありますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) 先生御指摘のように、私もこの第一PCT同盟総会までに批准手続を

完了し、メンバーとして参加しているのは望ましいというふうな考えでございまして、特許大園日本だけがまだ入らないまま現在御審議いただいているという状況になったことにつきましては、大変遺憾だというふうに考えておるわけでございまして、ただ、特許庁としては、五十三年、本年の中ごろぐらいに発効するのではないかと、こういう見通しで過去二年前からこの時期を目指して諸準備をいたしました。いわゆる工業所有権審議会にも、これに加盟します場合に必要となる国内法の整備のための御審議をお願いいたしました。この答申が本年に入りまして出てまいりました。

もっと早目にやっておれば、あるいはもっと早く処置できたかもしれません。そういう面では遺憾に存じておるわけでございしますが、昨年の夏にこの審議会において中間答申が発表されたわけでございしますが、その時点においては、まだ特許大園中この条約に加盟してありますのはアメリカと西独だけでございました。その後の半年間に非常に大きな進展があったわけでございします。それは、九月のWIPPO調整委員会というのがございします。そこで各国の前向きな姿勢が確認されたことと、それからもう一つはいわゆるヨーロッパ特許条約が十二月に発効いたしました。業務開始が明年、つまり本年の六月一日から業務を開始するということについて、ヨーロッパ内におきます各国のコンセンサスが得られたということから、かねて懸案になっておりましたこのPCTにつきましても、その時期に合わせて業務を開始することが望ましいというふうな意図が働きました。昨年の後半に批准が、手続がほとんど進められた結果、発効時期が本年一月という私どもが当初考えておりました時期から言いますと数カ月早まったということになったわけでございまして、先生御指摘のとおり、私どもは今後こういうことのないように早目に手当てすべきものと存じますが、経緯は以上のとおりでございます。

○柿沢弘治君 結果として日本のみがおくれてしまったわけですが、そのおくれに何とか追いつかせたいということで私どもの商工委員会も審議を急いで、きょう議決して長官に立っていただくということになってきたわけでございまして、その点では、何としても早く全体の体系の中に入って、国際協力の実を上げていくということが大切だと思ひます。

それにしても特許庁の方では、日本だけが十月になるということはやむを得ない、避けられないというふうな考えでおられるわけですが、各国が六月で日本だけが十月、そのギャップの中で何か問題が起きないのか、その点については全く問題がないというふうな考えでよろしゅうございしますか。

○政府委員(熊谷善二君) 日本の加盟が十月になりますまでの間、四カ月ギャップができるわけでございしますが、その間、日本としてはこのPCT同盟条約の利益が得られないということがデメリットでございまして、それ以外のデメリットはないかと思っております。

○柿沢弘治君 そうしますと十月に加盟したときに、六月から十月の間に各国ですべてにスタートをしている国際出願の手続その他は、十月の段階でまとめて日本へ入ってくるということになるわけですか。

○政府委員(熊谷善二君) この条約に基づきまして日本に対する出願の際に、日本を指定国とするのは日本が加盟した後でございしますので、それ以前においては、各国において日本を指定国とする出願は受理されないことになるわけでございします。そういう意味では支障は別にございしません。

○柿沢弘治君 そうしますと六月と十月です。すでに日本を指定国としない出願がされていて、十月に日本が入った、日本に対しても指定国にすることが可能になるというときは、指定国の追加が可能になるわけですか。

○政府委員(熊谷善二君) その場合はできません。なぜならば、追加を後でいたしますと出願日は国際的に実は当初の出願日で決められておりますので、追加したものをその時期までに繰り上げ

るということになりますと、各国国際的な出願の日にちがふ不確定になってまいりますし、それからそれを許せば次々出てくるということになりますから、不安定なことになるので、条約上はそれは認められないことになっております。

○柿沢弘治君 そうしますと、日本がおくれたことによるデメリットというのは、外国の国際出願をしたいと思つてゐる人、特に日本を対象としたと思つてゐる人に対してその利益が与えられないと、こういうことになるわけですが、その場合においては日本については、別途国内手続による出願を同時にするということが必要になるわけでしょうか。それからまたそれは可能なのでしょうか。

○政府委員(熊谷善二君) これは従来のパリールトで日本向けに出願をいたしまして、そこでそれを第一国出願を基礎といたしまして、後でPCTルートにこれを活用するということが可能でございします。

○柿沢弘治君 その点に関しては、できるだけ早い時期にこの条約のメリットを各国の出願者に対してても均てんをするということが必要だと思ひますので、何らかの形で経過的な手当てができれば一番望ましいことだと思ひます。しかし、私も細かい手続を必ずしも十分承知しておりませんので、特許庁の方でその点がお考えをいただければと思ひます。

それから、主として国会での議論はただし書き、括弧書きを削るかどうかという点に集中しているようですけれども、もう一つやはり条約への加盟、それからその発効に備えて、国内の体制の整備その他を十分やっていく必要があると思ひます。その点についてはもうすでに進められているかどうか。

それからの条約の発効に伴つて庁内の体制の整備、それから受け入れのための人員の養成、たとえば外国語についての教育等も必要になる。その点については十分なされていいると考えてよろしゅうございしますか。

○政府委員(熊谷善二君) このPCT加盟を目標にしまして、私ども今日まで庁内のいろんな組織の拡充に努めてまいつたつもりでございします。このPCT担当の調査官の設置であるとか、あるいは法令準備室の設置であるとか、あるいは本年、五十三年度の十月加盟を目標にしておりますので、この時期には特許協力条約室という室を新設いたしました。現在はその準備室がすでに活動いたしております。要員の訓練等々もそこをいたしておるわけでございしますが、なおまた、外国から日本に向けての出願があったものを、具体的にこの条約のルールに従つて処理してみたい場合に、出願の段階から登録の段階に至るまで支障なくやれるかどうか、このシミュレーションテストをすでに数回重ねておりました。今月中にはその結果は完了する。今日までの中間報告ではスムーズに移行できると、こういうふうには私は理解しております。そういう意味でわれわれとしては受け入れ体制は大いに努力してまいつたつもりでございします。

なお、必要な人員等につきましても、五十三年度は五十一名の増員を認められております。必要な範囲におきまして審査その他事務系の職員につきましても、とりわけこのPCT条約関係の部分につきまして充当してまいりたいと、こういうふうにして考えておるものでございします。

なおまた、海外の今後の国際交流の進展に伴ひまして、語学研修その他必要になってまいらるわけでございしますが、かねてから当庁におきましては、この研修につきまして特に重点を置いて運営してまいつたわけでございします。今後ともこの研修につきましては、意欲を持つ者にはこれは不足なく手当てをする、こういう趣旨で手当てをしてまいりたいと、こういうふうな考えでおります。

○柿沢弘治君 その意味では、条約に加盟する、発効するというのはあくまで仏をつくるという段階でございしますから、それに魂を入れるかどうか、これはまさに庁内の皆さんがこの機会に、この条約にマッチした資質の向上なり改善なりというも

の十分な実効が上がるわけでございまして、その点は長官、幹部の方にもぜひお願いをしておきたいと思っております。

それから、問題になっておりますただし書き、異議の申し立てがあった場合だけ原文を参照するという点でございしますが、それは異議の申し立てがない場合でも、たまたま知り得た場合について、なるべくその原文と翻訳文との違いを正していくという事は、正していく方法を考えるという事は非常に建設的なことだと思っております。その場合に重要特許については、日本の場合には特に原文を正されるケースが多いのではないだろうか、実際の実務上ですね、考えられるというふうにも、それはどのくらいの割合になるというふうにも、一応原文をチェックするというのは、出願の審査の過程なり何なりでかなりの案件について行われると私は思うんですけれども、それは現在の体制でどのくらいになるというふうにお考えですか。

○政府委員(城下武文君) お答えいたします。

いまの御質問でございしますが、現実問題として翻訳文と原文との違いがどうかという問題は、一応ポイントだと思っておりますけれども、私ども、先ほど来御議論がございましたけれども、初めてのことでございまして、何分にも見当つきかねますが、ただ、いままでいろいろのことを考えてまいりますと、本来、翻訳というのには翻訳でございまして、違わないのを翻訳ということをお考えなされますと、そう多くないと思っております。

それで、たとえ私ども一般論といたしまして、あるとしても非常にレアケースということをお考えしておりますので、先ほど来御議論がございましたところでございますけれども、基本的には庁内の手続面、つまり審査を進める上では、あくまでも提出された翻訳文でもって走りますという、こういう原則に立っております。したがって、いまの御指摘のようにそれが実は自由であるかどうかというの

いうのは、これはいろいろ関係者の方によって見方が違ってくると思っておりますけれども、基本的にはそういうような価値判断は、審査の段階では余り重要ではないということをお考えしておりますが、そういうことを考えますと、気がついた場合にどうするかということが問題になってまいります。それで、たまたま気がついた場合には、先ほど来申し上げておりますように、要するに百九十四条の第一項において明権を行使いたしましたして、そういうことでもって手当てをしたいと思います、かように考えておるわけでございます。

○柿沢弘治君 まさに私、ちょっと一つ質問を省略してしまいましたが、現在でも、国際出願という形ではないけれども、外国の特許と同様のものが日本に翻訳されて出願されているというケースは非常に多いわけでございしますね。そういうときに、審査をする段階で、英語なり原文を見るときに、ケースがどのくらい事実上、実務としてあるのか、まずそれをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(城下武文君) お答えいたします。現在のプラクティスですが、要するに、いわゆるパリ同盟条約によりまして優先権を主張いたしましたして、日本に出願したケースでございしますが、これは基本的には第一国の出願と第二国の出願、具体的に申し上げますと、アメリカに対する一番初めの出願と、それに基づいてなされた日本への出願というものが同じ発明であることを必要といたしません。あくまでもアメリカの発明を日本の発明の中に含んでおればよいというのが基本的な考え方でございます。したがって、これは今回のPCTの場合とは全然性質が違ふと思っております。その場合におきまして、現在、特許庁のプラクティスにおきましては、先ほど来御説明いたしましたけれども、アメリカと日本とが一年間、間があいておられますが、その一年の間に何か新しい事実がございまして、その事実によって日本に対する出願が拒絶されるような場合、あるいは否定されるような場合、そういう場合には、その前にアメリカに出願している事実によって救われるという、

こういうケースでございしますので、したがって、そういうようないろいろな条件を考えあわせてまいりますと、私どものこれは推定でございしますけれども、数百件のオーダーだと考えております。

○柿沢弘治君 そうしますと、そのたまたま知り得るケースというのは、今後必ずしも多くはないというふうにお考えよろしゅうございしますか。

○政府委員(城下武文君) お答えいたします。

実は優先権主張の場合と今回の場合と性格が違いますが、どうも同じ列でちょっとと律するのは非常にむずかしいございしますけれども、たとえば、優先権主張の場合で、先ほど数百件と申し上げましたのは、昨年、最近約一年間で処理いたしました外国出願の件数が一万五、六千件ございまして、その中で、恐らく数百件についてそういうようなチェックが必要であつたろう、事実チェックしておるだろうと、こういうことでございしますが、今回の場合には翻訳文でございしますので、それと同じような考え方で見るのはいかかと思ひますし、翻訳文であるがゆえにそれよりずっと少ない数、むしろまさにまれであらうと、かように考えております。

○柿沢弘治君 大体実態がわかりました。

私も、これはいろいろな方から聞いた話ですけれども、特許の出願については、翻訳文について大変神経を使っておられる、出願者の方も、そういう意味で、あえて誤訳の可能性というの是非常に少ないと思ひし、ましてや意図的な誤訳というものがあるに思ひます。ただ、先ほど、語学の研修を十分におやりになればいろいろな形で目につくことがあると思ひますので、そういうときにはできるだけ修正をさせる。めったにないことかと思ひますけれども、そういう方法はぜひお考えをいただいております方がよいと思ひますし、特許庁の方の語学を活用する意味でも、大変プラスになるといふふうにお考え少しく御質問をしたわけでございします。

大体、この問題についてはこんなところでござい

ますが、一つこの機会にお聞きしておきたいのは、弁理士法の問題でございします。

私自身も大蔵省で税務行政に携わつていて税理士会、税理士の皆さんとおつき合ひをしていくわけですが、これからの行政を円滑に進めていくためには、内部にいる行政官がしっかりと国民のニーズをとらえていくことだけでは必ずしも十分でない。どうしても、行政機構とそれからそれを受ける国民の間に立つて円滑にその行政事務を執行していく、言うならば行政の外縁の部分というものの協力体制と、それが働かすという体制づくりというものをしていくということがとても大切だと思ひます。弁理士さんの仕事についても同じようなことが言えるのではないかと思ひますが、現在の体制の中で弁理士法に不備がないのかどうか。一部には、ある意味で代理権の拡充とか、いろいろな改正の希望もあるようですけれども、特許庁はそれについてどういう取り組み方をされていらっしゃるのか。

○政府委員(熊谷善二君) いまお話がございましたように、弁理士の方々は私どもの特許行政といわば不即不離の関係にございまして、私も、かねがね、たとえば明細書の書き方をきちんと書いていただきますことが私どもの審査の大変プラスになるわけでございまして、逆の場合を考えますと、非常に困るわけでございします。そういう意味で、弁理士の方々は私どもの行政に対する協力をぜひしていただきたいし、また、そういう意味で接触を常に密接に保つておるわけでございします。

で、国内の現在の弁理士法を一部改正いたしまして、今回の国際出願の場合にはいわゆる法定代理人を除くほか、一定の政令その他で定める場合を除きまして、原則として弁理士、弁理士の方が代理につきましますこととの関連で、弁理士法の業務の追加をしているわけでございします。これとの関連もございまして、じゃ、国内の方は従来どおりでいいのかという議論がございします。この問題は、先ほど先生御指摘のように、私どもが本年

このPCT条約に加盟することは、いわば国際化の初年度と考えておるわけでございまして、これから今後、一定の長期計画のもとで、いろいろな法制上の問題、国内法全体を含めて見直していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

その際に、この弁理士法の現在のあり方につきましても、見直しを当然されるべき重要課題である、というふうな考えておるわけでございまして、今後、関係各界の御意見をいろいろ聞きまして、慎重に対処してまいりたいと、かように考えております。

○楠沢弘治君 私は、日本の経済、日本の社会が生きていく道は国際社会の中で常に最先端の技術を開発をし、そうして国際的な技術の中で、最も望ましいものをできるだけ早く国内に活用していく、そういう意味での国際的な技術交流というものが必要だというふうに考えております。それに成功した場合に、日本の経済がある意味では知識集約型の経済社会として世界的に国際的に雄飛をすることができるようで、それに成功しない場合には日本の経済が停滞をしていくということになる。その意味で、この特許行政、国際的な技術交流への一歩前進としての今度の特許条約なり国内法の問題は、非常に大切な一歩だと思っております。その点で、この条約への加盟と発効の機会に、もう一度、日本の技術面における国際的な交流の発展、それに尽くすための特許行政という点について、大臣、長官以下の皆さんの御尽力をお願いを申し上げたいというふうに思っておりますが、最後に通産大臣、もし御所見がございましたら、その点について御意見を伺って質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(河本敏夫君) いまの御意見全く賛成でございます。その方向に持っていきたいと思っております。

○委員長(楠正俊君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時四十五分開会

○委員長(楠正俊君) 商工委員会を再開いたします。

安武君から、委員長の手元へ修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。安武君から修正案の趣旨説明をお願いします。安武君。

○安武洋子君 ただいま提出いたしました修正案につきましても趣旨を御説明申し上げます。修正案はお手元に配付いたしましたとおりでございます。

修正点の第一点は、附則第三条のうち、第百八十四条の十四、「これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限り」を削り、外国語でされた国際出願の審査に当たり、原文と翻訳文の不一致による不当な権利の発生を防止しようとするものであります。

同様の趣旨で、附則第四条のうち、第四十八条の十一、「これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限り」を削るものであります。

修正の第二点は、これに伴い、附則第三条のうち、第百八十四条の十一の第四項を削り、手続の補正について、原文を離れた補正を認める不合理を是正しようとするものでございます。

これらの修正の必要性につきましては、これまでの審議を通じて十分明らかになっておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(楠正俊君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言願います。

す。別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、それではこれより特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案について採決に入ります。

まず、安武君提出の修正案を議題に供します。安武君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(楠正俊君) 少数と認めます。よって、安武君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(楠正俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

対馬君から発言を求められておりますので、これを許します。対馬君。

○対馬孝且君 私は、ただいま可決されました特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの六党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読をいたします。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、工業所有権制度の国際化の進展に対処するため、わが国の工業所有権制度全般にわたつて更に検討を加え、国際化に十分対応し得るような体制整備につとめること。

二、わが国を指定国とする外国語による国際出願を翻訳文に基づいて審査することににより、発明の保護に欠ける等の事態の生ずることのないよう更に後出願者の権利制限が生じないよう国内特許制度について引き続き検討を行い、必要に応じ制度の改正を考慮すること。

三、特許情報の整備、情報提供の充実がますます重要になつてきている現状に鑑み、日本特許情報センターの拡充強化につとめるとともに、万国工業所有権、資料館及び地方における閲覧体制の整備等の情報サービスを充実させ、中小企業等の利用の便宜をはかること。

四、審査官、審判官の増員、待遇の改善及び資質の向上につとめるとともに、特許庁の庁舎・設備等の執務環境の整備をすみやかに実現すること。

五、工業所有権制度の国際化に対応し得るよう、世界的な所有権機関に対する派遣職員の増員を行う等、専門の職員を内外において確保すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(楠正俊君) ただいま対馬君から提出された附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(楠正俊君) 全会一致と認めます。よって、対馬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河本通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) ただいま御決定になりました御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後行政を進めてまいりたいと思っております。

○委員長(楠正俊君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(楠正俊君) 次に、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○通産大臣(河本敏夫君) 特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国経済の現状は、長期にわたる内需不振に加え、昨年後半以降の急激かつ大幅な円高により産業全体が深刻な打撃を受け企業体力の低下と雇用不安の深刻化が危惧されております。

とりわけ、原材料価格の上昇、安定成長への移行に伴う需要の長期低迷等、構造的な要因によって著しい過剰設備を抱えるに至っているいわゆる構造不況産業は、その不況が一層長期化し、かつ、深刻化しております。

このような事態を放置すれば構造不況産業に属する企業の存続を困難にし、雇用不安を生じることなど、重大な社会的経済的混乱を引き起こすおそれがあるものであります。

こうした事態を回避するためには、一般的に景気拡大策あるいは従来から講じてきた短期の生産価格調整等の対策のみでは不十分であります。構造不況産業については、その不況事態を招いている共通かつ基本的な原因である過剰設備についてその処理を促進し、構造改善を進めることが現在の急務となっております。

本法案は、このような状況にかんがみ、構造不況産業について、その実態に即した基本計画を策定し、事業者の自主的な努力を前提としつつ、過剰設備の処理の促進等のための措置を講ずることによって、構造不況産業の不況の克服と経営の安定を図ることを目的として立案されたものであります。

次に、この法案の概要を御説明申し上げます。第一は、本法による措置の対象となる業種の指定についてであります。

本法においては、まず対象候補業種を、平電炉業、アルミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業及び著しい過剰設備に起因する長期の不況を過剰設備の処理等によって克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要な業種として、関係審議会の意見を聞いて、この法律の施行の日から一年以内に政令で指定する業種に限定しております。次いで、これらの対象候補業種の中から大部分の事業者の申し出があったものを特定不況産業として政令で指定し、この法律による措置の対象とすることとしております。

第二は、安定基本計画の作成についてであります。

主務大臣は、特定不況産業ごとに、関係審議会の意見を聞いて、不況の克服と安定を図るための安定基本計画を作成することとしております。安定基本計画には、過剰設備の処理目標、設備の新増設の制限、事業転換等、不況の克服と安定を図るための基本的な事項を定めるものとしております。

第三は、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についてであります。

本法におきましては、安定基本計画に定める過剰設備の処理その他の措置については、事業者が自主的に行うよう努めることを要請しております。

しかしながら、事業者の自主的な努力のみをもってしては、安定基本計画が円滑に実施されない場合で、特に必要と認められるときは、主務大臣は、関係審議会の意見を聞いて、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についての共同行為の実施を指示できるものとし、その指示に従った共同行為は独占禁止法の適用を除外することとしております。主務大臣がこの共同行為の実施を指示しようとするときは、公正取引委員会の同意を必要とするとしており、また公正取引委員会

は、その共同行為の内容が一定の要件に適合しなくなつたと認めるときは、主務大臣に指示の変更等を求めることができることとしております。

さらに、本法におきましては、最近の厳しい雇用情勢にかんがみ、安定基本計画に従って実施される過剰設備の処理その他の措置に関し、事業者は、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定に配慮すべきこととするともに、国等は失業の予防その他雇用の安定等を図るため必要な措置を講ずるよう努めるべきこととしております。

第四は、特定不況産業信用基金についてであります。

特定不況産業信用基金は、本法に基づき、産業または金融に關し学識を有する者が発起人となり、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この基金は、特定不況産業における計画的な過剰設備の処理を促進するため、安定基本計画に従って実施される過剰設備の処理のため必要となる資金等の借り入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にするものであり、その債務保証の原資は、日本開発銀行の出資及び民間の出資または出捐によるものとしております。

以上が本法案の概要であります。本法は、構造不況産業の不況の克服と安定を図るため必要な期間を勘案し、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

本法に基づくこれら施策は、構造不況産業の不況の克服と安定に欠くべからざるものであり、構造不況産業をめぐる事態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみ、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(楠正俊君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者、衆議院議員岡田哲児君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(岡田哲児君) 特定不況産業安定臨時措置法案の衆議院における修正につきまして御説明申し上げます。

修正点の第一は、本案の目的に、雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮することを加えたことであります。

第二は、安定基本計画に定める事項のうち、その他の措置には雇用の安定を図るための措置を含むものとし、安定基本計画は、雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定について十分考慮されたものでなければならないとしたことであります。

第三は、関係審議会が安定基本計画について意見を定めようとするときは、あらかじめ、当該特定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聞かなければならないものとしたことであります。

第四は、事業者が安定基本計画に従って設備の処理等を行うに当たっては、当該事業所における労働組合と協議して、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしたことであります。

第五は、国及び都道府県は、関連中小企業者の経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとしたことであります。

第六は、都道府県知事は、安定基本計画に従って行われる設備の処理等が地域経済に著しい悪影響を及ぼすと認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができるものとしたことであります。

第七は、主務大臣及び労働大臣は、特定不況産業の労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡、協力しなければならぬものとしたことであります。

以上であります。

○委員長(楠正俊君) 次に、補足説明を聴取いたします。濃野産業政策局長。

○政府委員(濃野滋君) 先ほど大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

政府は、原燃料価格の上昇等内外の経済的事情の変化に起因して長期かつ深刻な不況に陥っているいわゆる構造不況業種について、従来、業種別に、その実態に応じ、生産、価格調整等の対策を講じてまいりました。しかし、昨年の年央以来円相場が高騰するなど構造不況業種をめぐる経済情勢は一段と厳しさを増し、その不況の状況はさらに深刻化するに至っております。このような状況を放置することは、大型倒産の発生によって雇用不安を引き起こすなど国民経済の健全な発展を阻害するおそれがありますが、こうした事態を回避するには、従来から講じてきた生産、価格調整等の短期的な対策では不十分であり、さらに抜本的な対策を講ずる必要があるものであります。すなわち、構造不況業種の不況の原因である過剰設備の処理を促進し、その構造改善を進めることが、構造不況業種の不況の克服を図るために必要かつ不可欠な状況になっております。

本法案は、このような現状認識のもとに、構造不況業種について、その実態に即した基本計画を策定し、事業者の自主的な努力を前提としつつ、過剰設備の計画的な処理の促進等のための措置を講ずることによって、構造不況業種の不況の克服と経営の安定を図ることを目的として立案されたものであり、その主要内容は次のとおりであります。

まず第一に、本法の措置の対象となる業種は、対象候補業種のうちから政令で指定することとしております。この対象候補業種としては、本法で定められた平電業、アルミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業の四業種のほか、著しい設備過剰が長期に継続することが見込まれ、そのため事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期に継続するおそれがあり、設備の処理によってそのような不況状態を克服することが国民経済の健全な発展を図るために必要な業種として、関係審議会の意見を聞いて、本法の施行の日から一年以内に政令で指定する業種としております。これらの対象候補業種の中から企業数及び事業活動で大部分を占める事業者から申し出があったものを本法の措置の対象となる特定不況産業として政令で指定することとしております。

第二に、主務大臣は、特定不況産業ごとに、関係審議会の意見を聞いて、その不況の克服と経営の安定を図るための基本となるべき安定基本計画を作成することとしております。安定基本計画には、過剰設備の処理量等設備の処理に関する事項、設備の新設、増設及び改造の制限または禁止に関する事項及び設備の処理とあわせて行いべき事業の転換その他の措置に関する事項を定めることとしております。

第三に、安定基本計画の実施についてでありすが、本法におきましては、安定基本計画が公表された場合、安定基本計画に定める過剰設備の処理その他の措置については、事業者が自主的に行うよう努めなければならない旨を規定しております。しかしながら事業者の自主的な努力のみをもってしては、安定基本計画に定めるところに従って設備の処理等が円滑に実施されないと認められる場合で、事業者の相当部分の事業の継続が困難になるおそれがあり、国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、主務大臣は、関係審議会の意見を聞いて、過剰設備の処理及び設備の新・増設の制限についての共同行為の実施を指示することができるものと、その指示に従って共同行為は独占禁止法の適用を除外することとしております。主務大臣がこの共同行為の実施を指示しようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならないこととしており、また公正取引委員会は、その共同行為の内容が一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと等の一定の要件に適合しなくなったと認めるときは、主務大臣に、指示の変更または取り消しを求めることができることとしております。

さらに、本法におきましては、最近の厳しい雇用情勢のもとで、雇用の安定を図ることが特に必要であることにかんがみ、事業者は安定基本計画に従って設備の処理その他の措置を実施するに当たり、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定に努めるべきこととするともに、国等は、失業の予防その他雇用の安定を図るための措置及び職業訓練の実施等の措置を講ずるよう努めるべきこととしております。

第四に、特定不況産業の設備の処理のために必要な資金等の借り入れに係る債務を保証し、その資金等の融通を円滑にすることを目的として特定不況産業信用基金を設立することとしております。特定不況産業信用基金は、本法に基づき、産業または金融に關し学識経験を有する者が発起人となり、主務大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、安定基本計画に従って行われる設備の処理のために必要な資金及び当該設備の処理に伴って必要となる資金の借り入れに係る債務を保証するものであり、基金の業務の具体的な運営については、主務大臣及び通商産業大臣の認可を受けた業務方法書に定めることとしております。また基金の行う債務保証の原資は、日本開発銀行の出資及び民間の出資または出捐によるものとしております。なお、基金は、必要があるときは、主務大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとしております。

第五に、本法は、構造不況業種によつては、その不況の克服と経営の安定を図るための措置をほぼ五年間にわたって実施する必要があることにかんがみ、昭和五十八年六月三十日まで廃止するものとしております。

なお、衆議院において、雇用の安定、関連中小企業者の経営の安定及び地域経済への配慮等に関する、修正が行われております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(橋正俊君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時八分散会

〔参照〕

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案に対する修正案
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三条のうち第九章を第八章とし同章の次に一章を加える改正規定のうち、第百八十四条の十一・中第四項を削り、第五項を第四項とし、第百八十四条の十四中「これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限る。」を削る。

附則第四条のうち第六章の次に一章を加える改正規定のうち第四十八条の十一中「これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。」を削る。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、特定不況産業安定臨時措置法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

特定不況産業安定臨時措置法案

特定不況産業安定臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三条・第十二条)

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則(第十三条・第二十一条)

第二節 設立(第二十二條・第二十六條)

第三節 管理(第二十七條・第三十八條)

第四節 業務(第三十九條・第四十一条)

第五節 財務及び会計(第四十二條・第四十

九条

第六節 監督(第五十条・第五十一条)

第七節 補助(第五十二条・第五十四条)

第四章 雑則(第五十五条・第五十六条)

第五章 罰則(第五十七条・第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的
事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業に
ついて、その事態に即した安定基本計画を策定
し、計画的な設備の処理の促進等のための措置
を講ずることにより、○雇用の安定及び関連中小企業
者の経営の安定に配慮しつゝ、
況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済
の健全な発展に資することを目的とする。

(特定不況産業)

第二条 この法律において「特定不況産業」とは、
次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令
で指定するものをいう。

一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又
は鋼材の半製品の製造業

二 アルミニウム製錬業

三 合成繊維製造業

四 船舶製造業

五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的
事情の著しい変化により、その業種に属する
事業の目的物たる物品を製造する設備の生産
能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が
長期にわたり継続することが見込まれるた
め、その業種に属する事業者の相当部分の経
営の著しい不安定が長期にわたり継続するお
それがあると認められる業種で、設備の処理
(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止(廃
棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様
として妥当なものに限る。))又は譲渡(譲渡さ
れた設備が廃棄されることが明らかな場合に
限る。第三十九条第二項において同じ。))によ

り設備が生産の用に供されないようにするこ
とをいう。以下同じ。))を行うことによりその
事態を克服することが国民経済の健全な発展
を図るため必要であると認められるものとし
て政令で定めるもの。

2 前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む
者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項
の規定による指定をすべき旨の申出をすること
ができる。

3 主務大臣は、前項の申出があつた場合におい
て、その申出をした者の数が当該製造業を営む
者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申
出をした者の事業活動が当該製造業を営む者の
すべての事業活動の大部分を占める場合に限り
、当該製造業につき第一項の規定による指定
をするための手続をとるものとする。

4 主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種
として同号の政令で定める手続をとるには、そ
の目的からみて適当と認められる審議会(これ
に該当する審議会がない場合にあっては、産業
構造審議会。以下「関係審議会」という。)の意
見を聴かなければならない。

5 第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞ
れの業種又はその業種の一部が経済的事情の変
化により同項第五号に規定する要件に該当しな
くなつた場合には、当該業種又は当該業種の一
部に属する製造業につき同項の規定による指定
をすることができず、同項の規定による指定が
されている当該製造業につきその指定を取り消
すものとする。

6 一の業種を第一項第五号の業種として定める
ための同号の政令の制定又は改正は、この法律
の施行の日から起算して一年を経過する日後
は、行なひないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等
(安定基本計画)

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指
定があつたときは、特定不況産業ごとに、速や
かに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産

業における不況の克服と経営の安定を図るた
めの基本となるべき計画(以下「安定基本計画」
という。)を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりと
する。

一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその
生産能力の合計、当該設備についての設備の
処理の方法及び期間その他設備の処理に関す
る事項

二 前号の設備の処理と併せて行うべき当該設
備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(当
該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。
以下同じ。))に関する事項

三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業
の転換その他の措置○雇用の安定を図るため
の措置を含む。))に関する事項

3 安定基本計画で設備の処理について定めるこ
とができる設備の種類は、特定不況産業ごとに、
政令で定める。

4 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計
算の方法は、前項の規定により政令で定める設
備の種類ごとに、主務省令で定める。

5 安定基本計画は、当該特定不況産業に属する事業者の雇
用する労働者の雇用の安定及び関連中小企業者の経営の
安定について、十分な考慮が払われたものでなければなら
ない。

6 関係審議会は、第一項の規定により意見を聴かれた場合
において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、
当該特定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合
の意見を聴かなければならない。

157 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計
画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しな
ければならない。

(事業者の努力)

第四条 特定不況産業に属する事業者は、前条第
五項の規定により当該特定不況産業に関する安
定基本計画が告示されたときは、その安定基本
計画(同条第六項の規定による変更があつたと
きは、その変更後のもの。以下同じ。))に定める
ところに従つて、設備の処理その他の措置を自
主的に行うよう努めなければならない。

(共同行為の実施に関する指示)

第五条 主務大臣は、特定不況産業に属する事業
者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特
定不況産業に関する安定基本計画に定めるところ
に従つて設備の処理並びに当該設備の処理と
併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造
の制限又は禁止(以下「設備の処理等」という。))
が実施されないと認められる場合において、当
該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事
業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国
民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそ
れがあると認めるときは、関係審議会の意見を
聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対
し、当該設備について、設備の処理等に係る共
同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき
期間及び共同行為の内容を定めて、告示により
行う。

3 第三条第六項の規定は、第一項の規定より関係審議会が
意見を聴かれた場合に準用する。

(共同行為の内容)

第六条 前条第一項に規定する共同行為の内容
は、次の各号に適合するものでなければなら
ない。

一 安定基本計画に定めるところに従つて設備
の処理等を実施するため必要な程度を超えな
いこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に
害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員、地位を不当に害するものでないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第七條 主務大臣は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)

第八條 第五條第一項の規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(資金の確保)

第九條 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十條 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、（当該措置に係る事業所における労働組合当該事業者において労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）と協議して、を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うもの、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に

雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第五條第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為について、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二條 主務大臣は、第五條第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第八條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六條第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第七條第一項の規定による変更又は取消しを求め、ことのできる。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)

第十三條 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目指すものとする。

(法人格)

第十四條 特定不況産業信用基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

(数)

第十五條 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六條 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七條 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八條 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、譲受者について第五十二條第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九條 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十條 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、基金について準用する。

(発起人)

第二十二條 基金を設立するには、産業又は金融に關し學識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第二十三條 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四條 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十條第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五條 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事

務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第二十九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任命)

第三十条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第三十一条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることが出来ない。

(役員解任)

第三十三条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十六条 基金に、その運営に関する重要事項

を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に關し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第三十七条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

第三十九条 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証

二 前号の業務に附帯する業務

2 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に属する事業者が安定基本計画に従つて行ふ設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金（当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む。）の借入れについて行ふ。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出せられた金額の合計額に相当する金額（大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額）をもつて第一項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務委託)

第四十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十一条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第三十九条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令・通商産業省令で定める事項を定めおかなければならない。

第五節 財務及び会計

第四十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十三条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに

当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十五条 基金は、第四十三条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第四十六条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十一条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十二条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を要求することができる。

(解散)

第五十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣との協議)

第五十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、主務大臣（大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 第四十一条第一項の認可をしようとするとき

二 第四十三条の認可をしようとするとき

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十五条 主務大臣は、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(都道府県知事の意見の申出)

第五十六条 都道府県知事は、安定基本計画に従って行われる設備の処理その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)

第五十七条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に当たっては、特定不況産業に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第五十八条 この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、第二条第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十八条 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十 第五十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十一 第八十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二 〇二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第六十三 次各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下

の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二条 第十九条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)
第二条 この法律は、昭和五十八年六月三十日まで廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者については、第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八条の二第二項並びに第五十一条第二号及び第四号の規定の適用については、同法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法(以下「安定法」という。)附則第六条第一項の規定により行つた出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「林業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金	特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)
------------	----------------------------

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金	特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)
------------	----------------------------

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)	特定不況産業信用基金
----------------------------	------------

(大蔵省設置法の一部改正)

第四十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「中央漁業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 特定不況産業信用基金に関すること。

昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W